

鳥取県内共通モデル

# 新型インフルエンザ対応マニュアル

平成22年 月 日

市(町村)

# 目 次

## 第1章 総論

マニュアルの目的

新型インフルエンザ対策の基本的な考え方と組織体制

流行規模及び被害の想定

マニュアルの見直し

## 第2章 各論

強毒型

### ( ) 各期共通

- 1 対策の実施体制
- 2 情報収集
- 3 感染予防・まん延防止
- 4 医療の提供
- 5 情報提供
- 6 社会・経済機能の維持

### ( ) 未発生期

- 1 対策の実施体制
- 2 情報収集
- 3 感染予防・まん延防止
- 4 医療の提供
- 5 情報提供
- 6 社会・経済機能の維持

### ( ) 海外発生期

- 1 対策の実施体制
- 2 情報収集
- 3 感染予防・まん延防止
- 4 医療の提供
- 5 情報提供
- 6 社会・経済機能の維持

### ( ) 国内発生期

- 1 対策の実施体制
- 2 情報収集
- 3 感染予防・まん延防止

- 4 医療の提供
- 5 情報提供
- 6 社会・経済機能の維持

( ) 県内発生期

- 1 対策の実施体制
- 2 情報収集
- 3 感染予防・まん延防止
- 4 医療の提供
- 5 情報提供
- 6 社会・経済機能の維持

( ) 大規模流行期

(まん延期 / 回復期)

- 1 対策の実施体制
- 2 情報収集
- 3 感染予防・まん延防止
- 4 医療の提供
- 5 情報提供
- 6 社会・経済機能の維持

( ) 小康期

- 1 対策の実施体制
- 2 情報収集
- 3 感染予防・まん延防止
- 4 医療の提供
- 5 情報提供
- 6 社会・経済機能の維持

弱毒型

( ) 県内未発生期

- 1 感染予防・まん延防止
- 2 医療の提供
- 3 社会・経済機能の維持

( ) 県内流行期

- 1 感染予防・まん延防止
- 2 医療の提供
- 3 社会・経済機能の維持

## 付録

1 資料

2 用語の解説

# 第1章 総論

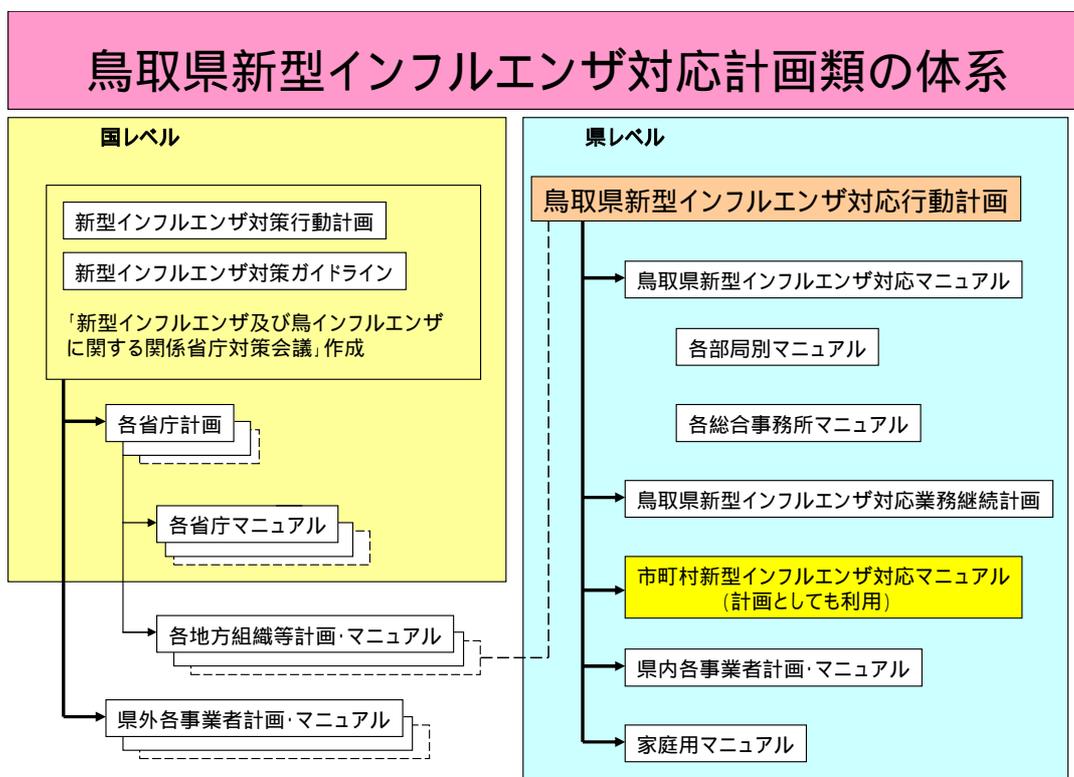
## マニュアルの目的

新型インフルエンザが発生した際には、その感染の拡大を防止・抑制し、住民の健康被害を最小限に止め、社会・経済活動を維持して住民生活の安定を図る必要がある。

このマニュアルは、「鳥取県新型インフルエンザ対応行動計画」（平成21年10月改定）及び「鳥取県新型インフルエンザ対応マニュアル」（平成22年2月改定）を踏まえ、新型インフルエンザが発生した際に本市（町村）がとるべき対応をあらかじめ定めておくものである。これに基づき、新型インフルエンザ対策を迅速かつ的確に実施することにより、感染拡大を可能な限り防止し、住民の健康被害及び社会・経済への影響を最小限に止めることを目的としている。

なお、このマニュアルは鳥由来の病原性の強いウイルスによる新型インフルエンザに対応することを念頭に置いたものであるが、平成21年に発生した豚由来のA/H1N1のような病原性の弱いタイプ（以下「弱毒型」という。）による新型インフルエンザへの対応についても、併せて記載している。

ただし、新型インフルエンザの病原性等は発生してみないと分からない。それが不明な限りは、危機管理上、病原性が強いもの（以下「強毒型」という。）として取り扱わざるを得ないので注意が必要である。



## 流行規模及び被害の想定

### 1 流行規模の想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に左右され、現時点で正確に予測することは困難であるが、このマニュアルでは、国及び県の行動計画と同様に、人口の25パーセントが罹患するとの前提の下に、被害の想定を行う。

## 2 市（町村）の被害想定（各市町村ごとに患者数を算出の上、記載すること）

	市（町村）	参考（鳥取県）	参考（全国）
罹患者数		約152,500人	約3,200万人
医療機関受診患者数		約 71,500人 ～ 119,200人	約1,500万人 ～ 2,500万人
入院患者数 (1日最大入院患者数)		約3,230人～12,200人 (480人以上)	約53万人～200万人 (10.1万人以上)
死亡者数		約810人～3,050人	約17万人～64万人

全国の数値は、米国疾病予防管理センター（CDC）により示された推計モデル（FluAid 2.0著者Meltzerら2000年7月）に、我が国の人口構成等の状況をあてはめて算定したもの。鳥取県の数値は、全国の数値を人口比で按分したものであり、市（町村）の数値も同様である。

本推計では、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の効果、我が国の衛生状態等を考慮していない。

なお、弱毒型の場合、入院患者数や死亡者数は、上記の想定を下回ると予想される。平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）では、次のような状況であった。

	参考（鳥取県）	参考（全国）
罹患者数	9万6,000人	2077万人
入院患者数 (1日最大入院患者数)	263人 (28人)	1万7,646人 (公表されず)
死者数	1人	202人

全国の罹患者数は、平成22年9月2日開催、新型インフルエンザ接種に関する意見交換会資料による。

全国の入院患者数は、平成22年3月31日付厚生労働省報道発表資料より。全国の死者数は、平成22年10月13日付厚生労働省報道発表資料より。

鳥取県の罹患者数は、全国の推計値を人口比で按分したもの。また、入院患者数及び死者数は、県の実施したサーベイランス結果による。

## 3 本マニュアルにおける発生段階の区分

国は、5つの段階に区分して各段階に応じた対策を実施する。その各段階への移行については、国が判断して公表する。県においても、段階（期）を設定して各段階に応じた対策を実施する。本市（町村）においても、次のとおり県の段階に準じた段階設定を行うとともに、その各段階に応じた対策を実施するものとする。

&lt; 発生段階(期)一覧表 &gt;

WHO警報フェーズ	国の行動計画	県の行動計画	市(町村)	状態
フェーズ1, 2, 3	未発生期	未発生期	未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態
フェーズ4	海外発生期	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態
フェーズ5	国内発生期	国内発生期	国内発生期	国内(圏域内を除く。)で新型インフルエンザが発生した状態
		圏内発生期	圏内発生期	圏域内で新型インフルエンザが発生した状態
フェーズ6	感染拡大期 まん延期 回復期	大規模流行期 (まん延期)	大規模流行期 (まん延期)	市(町村)内において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
		(回復期)	(回復期)	市(町村)内において、ピークを超えたと判断できる状態
後パンデミック期	小康期	小康期	小康期	患者の数が減少し、低い水準でとどまっている状態

(注) 圏内とは、本市(町村)並びに 町、××町及び 村の区域、並びに本市(町村)に隣接する当該区域外の市町村の区域内をいう。

### マニュアルの見直し

新型インフルエンザの発生から流行・まん延そして終息に至る経過は、必ずしも予測どおりに展開するものではなく、その予測自体も最新の状況や情勢の変化により変更される。このマニュアルは、あくまで作成時点における予測及び状況に基づいて作成したものであり、その後の状況の変化等を踏まえて、随時修正する必要がある。

## 第2章 各論

### 強毒型

#### ( )各期共通

---

#### 1 対策の実施体制

##### (1) 方針

新型インフルエンザの発生に対しては、本市(町村)の組織を挙げて、正確な情報を継続的に収集し、それに基づき総合的な対策が実施できる体制を構築する。また、電話やメールによる緊急連絡網を整備しておくこと等により、職員の連絡及び参集体制を整えておくものとする。

##### (2) 対策本部設置前の体制

###### ア 情報連絡室

新型インフルエンザが海外又は国内で発生した疑いがある場合、総務課に情報連絡室を設置し、情報の収集や分析等を集中的に行う。

###### イ 市(町村)新型インフルエンザ庁内連絡会議

新型インフルエンザが発生していない段階において必要があるときは、その対策についての検討会議[議長：市(町村)長]を開催し、新型インフルエンザに関する情報を共有し、必要に応じて新型インフルエンザ対策の準備を行う。

##### (3) 市(町村)新型インフルエンザ対策本部

###### ア 設置

市(町村)新型インフルエンザ対策本部(以下「対策本部」という。)は、次の場合に設置する。対策本部を設置した場合は、県に連絡する。

未発生期において、圏内で鳥インフルエンザのヒトへの感染が確認された場合  
海外又は国内で新型インフルエンザが発生した場合、又はその疑いがある場合  
その他市(町村)長が必要と認める場合

###### イ 編成

対策本部は、市(町村)長を本部長とし、次のような編成とする。

各市町村で設置する対策本部の機構図を掲載すること。

###### ウ 機能

対策本部の会議は、対策本部長が招集し、情報の共有・分析、基本的な対処方針その他重要事項について協議・検討するとともに、実施部(実際の呼称に置き換えること。以下同じ。)が行う対策について調整等を行う。

対策本部の業務のうち、予め予測されているものについては、それを所掌する実施部が処理し、司令部(実際の呼称に置き換えること。以下同じ。)で進捗管理等を行う。

当初予想されていなかった所掌が不明確な業務については、実施部間で調整し、調整がつかない業務については、司令部の総合調整あるいは対策本部の会議で所管部を決める。

必要な場合は、あらかじめ選定した医師等の専門アドバイザーの意見を参考にするとともに、業務の実施に際しては、鳥取県新型インフルエンザ対策本部（以下「県対策本部」という。）と連携する。

## エ 運営

長期にわたる対応が予想されるため、多くの対策業務を抱えることになる部課等においては、他部課の協力やローテーション等によりその要員確保に務める必要がある。

また、本部要員については、個人防護装具、分散型作業等により新型インフルエンザの感染防止を図るものとする。そのため状況によっては、県対策本部との協議調整等にWeb会議システムを利用することも検討する。

また、本部要員の感染に備えて、あらかじめ代理者を指定しておくものとする。

段階	体制	体制の判断基準
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡室の設置</li> <li>・新型インフルエンザ庁内連絡会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁的対応は不要だが、情報収集が必要な場合</li> </ul>
海外発生期 国内発生期 圏内発生期 大規模流行期 小康期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未発生期において、圏内で鳥インフルエンザのヒトへの感染が確認された場合</li> <li>・海外又は国内で新型インフルエンザが発生した場合、又はその疑いがある場合</li> <li>・その他市（町村）長が必要と認める場合</li> </ul>

## (4) 実施部各課の対策業務

下表は想定例であり、実際の組織に応じて記載すること。

担当課	新型インフルエンザ対策に関する所管業務
共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新型インフルエンザに関する情報の収集に関すること。</li> <li>2. 新型インフルエンザの発生時における所管業務の継続等に関すること。</li> <li>3. 新型インフルエンザ対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4. 国や県が実施する新型インフルエンザ対策との連携に関すること。</li> <li>5. その他対策本部長に命じられた事項に関すること。</li> </ol>

総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対策本部等の運営統括に関すること。</li> <li>2. 各課の新型インフルエンザ対策業務、情報管理に係る総合調整に関すること。</li> <li>3. 新型インフルエンザの総合相談窓口の設置及び運営に関すること。</li> <li>4. 新型インフルエンザの感染防止対策物品その他必要な物資・資材の備蓄に関すること。</li> <li>5. 新型インフルエンザ対策に係る訓練に関すること。</li> <li>6. 新型インフルエンザの発生時における集会、イベントの自粛に関すること。</li> <li>7. 新型インフルエンザの発生時における市役所（町村役場）の業務継続、組織体制の見直し等に関すること。</li> <li>8. 新型インフルエンザの感染予防・まん延防止等のための職員及び庁舎の管理に関すること。</li> <li>9. 新型インフルエンザ対策に係る県、他市町村、関係機関等との連携に関すること。</li> <li>10. 新型インフルエンザ対策に係る消防団・自主防災組織との連絡調整に関すること。</li> </ol>
市（町村）民課	新型インフルエンザ発生時における生活必需品の流通に関すること。
税務課	新型インフルエンザの発生時における公的徴収金の減免等に関すること。
企画（広報）課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新型インフルエンザに関する広報（情報提供）の統括に関すること。</li> <li>2. 新型インフルエンザに関する報道機関との連絡、調整に関すること。</li> <li>3. 新型インフルエンザ対策に係る自治会等との連絡に関すること。</li> </ol>
商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新型インフルエンザ対策に係る観光事業者との連絡調整、指導要請等に関すること。</li> <li>2. 新型インフルエンザに関する旅行者への情報提供、指導要請等に関すること。</li> <li>3. 新型インフルエンザの発生時における観光客誘致活動の取扱いに関すること。</li> <li>4. 新型インフルエンザに関する在住外国人への情報提供、国際交流事業の取扱いに関すること。</li> <li>5. 新型インフルエンザ対策に係る経済団体との連絡調整、指導要請等に関すること。</li> <li>6. 新型インフルエンザに関する商工業者への情報提供、事業継続・自粛要請、感染予防指導等に関すること。</li> </ol>
健康福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 感染症法に関すること。</li> <li>2. 新型インフルエンザに関する情報提供及び普及啓発に関すること（心のケアを含む）。</li> <li>3. 新型インフルエンザの健康相談窓口の設置運営に関すること。</li> <li>4. 新型インフルエンザの健康観察、医療提供等に係る連絡調整に関するこ</li> </ol>

	<p>と。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. プレパンデミックワクチン・パンデミックワクチンの接種に関すること。</li> <li>6. 新型インフルエンザの発生時における臨時医療所の設置に係る連絡調整に関すること。</li> <li>7. 市（町村）立福祉施設等における新型インフルエンザの感染予防・まん延防止に関すること。</li> <li>8. 新型インフルエンザの発生時における福祉サービスの提供・継続に関する指導等に関すること。</li> <li>9. 新型インフルエンザの発生時における高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等に対する生活支援に関すること。</li> </ol>
環 境 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新型インフルエンザの感染予防・まん延防止等のための環境衛生及び環境保全に関すること。</li> <li>2. 新型インフルエンザの発生時における上水の供給確保に関すること。</li> <li>3. 新型インフルエンザの発生時における下水、廃棄物の適正処理の確保に関すること。</li> <li>4. 新型インフルエンザの発生時における埋火葬、遺体の安置等に関すること。</li> </ol>
農 林 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高病原性鳥インフルエンザの動向監視に関すること。</li> <li>2. 飼育鳥、野鳥等の不審死への対応に関すること。</li> <li>3. 新型インフルエンザに関する農協等への情報提供、事業継続、自粛要請、感染予防指導等に関すること。</li> </ol>
建 設 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新型インフルエンザの発生時における市（町村）道の維持管理に関すること。</li> <li>2. 新型インフルエンザに関する市（町村）営住宅の入居者への情報提供等に関すること。</li> </ol>
出 納 室	<p>新型インフルエンザの発生時における業者等への支払い継続に関すること。</p>
市（町村）立 病 院	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新型インフルエンザに関する患者からの医療、健康相談に関すること。</li> <li>2. 新型インフルエンザの発生時における病院の機能確保（診療継続）に関すること。</li> <li>3. 新型インフルエンザの発生時における入院を必要とする患者の受入れに関すること。</li> <li>4. 医療スタッフの新型インフルエンザの感染防止体制の整備に関すること。</li> <li>5. 新型インフルエンザの発生時における他の医療機関との医療スタッフの応援体制整備に関すること。</li> </ol>
教 育 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市（町村）立学校における新型インフルエンザの患者の把握、報告に関すること。</li> <li>2. 市（町村）立学校、その他の教育機関における新型インフルエンザの感染予防・まん延防止等に関すること。</li> </ol>

	3. 新型インフルエンザの発生時における市（町村）立学校、その他の教育機関の臨時休業に関すること。
--	---

## (5) 財政措置

## ア 予算

新型インフルエンザ対策は、状況に即応して緊急に実施する必要があるため、その経費は、可能であれば既定経費の流用や予備費の充当で賄うほか、必要なら臨時議会を招集して速やかな予算措置を行う。

## イ 会計処理

新型インフルエンザ対策に要する物品の購入や業務の委託等についても、契約及び会計事務を迅速に処理するため、緊急時に可能とされる手続き等によるものとし、関係部課は、予めその準備をしておく。

## ウ 使用料の減免等

新型インフルエンザがまん延して経済的影響が深刻になった場合等には、通常どおり市（町村）税や使用料・手数料等を徴収するのが適当でなくなることもある。そのような場合には、徴収猶予や減免も検討する必要がある。

また、県や医療機関、事業者等が、新型インフルエンザ対策を行う上で市（町村）有財産の使用が必要となり、その許可等を求めてきた場合には、可能な範囲で基準緩和や迅速処理を行う。

## 2 情報収集

## (1) 方針

各発生段階において有用性・必要性の高い情報を優先して収集する。

従って、新型インフルエンザが発生していない段階においては、初動対応を円滑に行うため、発生を疑わせるような海外等の情報を、鳥インフルエンザに関するものも含めて幅広く収集する。

新型インフルエンザが発生した後は、発生地域における感染拡大の状況や社会経済への影響状況、それらに対する対策、新型インフルエンザの特性等に関する情報を重点的に収集し、効果的な対策展開に役立てる。

## (2) 収集する情報

各課は、次のような分担で情報を収集する。

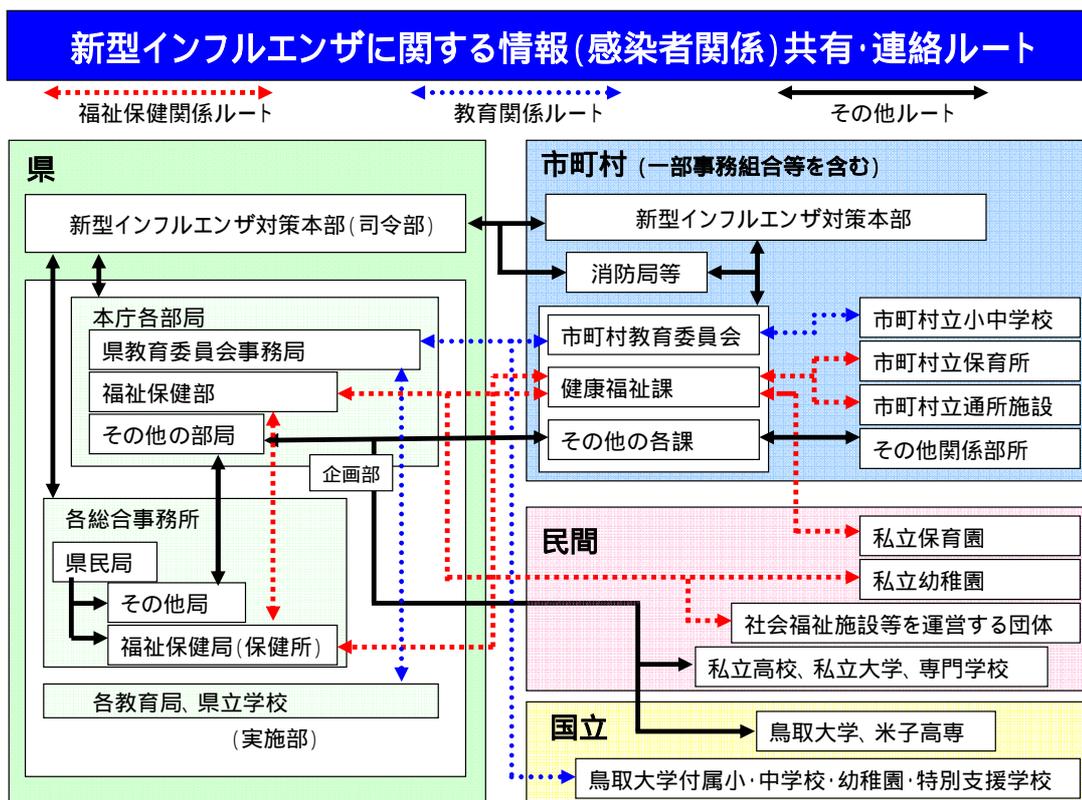
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁的な資料に掲載されている情報</li> <li>・報道された記事・ニュースの情報</li> <li>・県対策本部からの情報</li> </ul>
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏内における発生状況、感染者や濃厚接触者等の状況に関する情報</li> <li>・保健所・発熱外来が公開する情報</li> <li>・高齢者・障がい者関連施設・介護事業所協議会が公開する情報</li> <li>・幼稚園・保育所の感染状況に関する情報</li> </ul>

	・閉園後の園児の健康状態に関する情報
商工観光課	・大規模集客施設・商工業者等に関する情報 ・外国人相談窓口の開設及び国際交流協力協会が公開する情報
建設課	・主要道路の交通情報
環境課	・上下水道の運営状況に関する情報 ・野鳥及びその死骸に関する情報 ・廃棄物に関する情報 ・火葬場の稼働状況及び死者に関する情報
教育委員会	・学校その他の教育機関における発生状況、自宅療養者等（児童生徒等）の状況に関する情報

(3) 収集体制

県と密接に連携しつつ、各課の関係機関等との連絡網を活用して組織的に情報を収集し、収集した情報は、対策本部に集約する。

また、関係課に一斉に同一の情報を流せる体制を作り、市役所（町村役場）内の情報共有を確保する。



(4) 公表情報の活用

関係機関では、次のとおりインターネットを通じて新型インフルエンザに関する情報を公表している。各課は、必要な情報を入手するため、これらも積極的に活用するものとする。

情報の種類	情報の入手先
県内の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県のホームページ <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=102696">http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=102696</a></li> <li>・ 市町村ホームページ</li> </ul>
国の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省 <a href="http://www.mhlw.go.jp/">http://www.mhlw.go.jp/</a></li> <li>・ 国立感染症研究所 <a href="http://www.nih.go.jp/niid/index.html">http://www.nih.go.jp/niid/index.html</a></li> <li>・ 国立感染症研究所の感染症情報センター <a href="http://idsc.nih.go.jp/index-j.html">http://idsc.nih.go.jp/index-j.html</a></li> <li>・ 検疫所 <a href="http://www.forth.go.jp">http://www.forth.go.jp</a></li> <li>・ 外務省海外安全ホームページ <a href="http://www.anzen.mofa.go.jp">http://www.anzen.mofa.go.jp</a></li> </ul>
海外の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界保健機構（WHO） <a href="http://www.who.int/en/">http://www.who.int/en/</a></li> <li>・ 鳥インフルエンザ <a href="http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/">http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/</a></li> <li>・ インフルエンザ <a href="http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/">http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/</a></li> </ul>

### 3 感染予防・まん延防止

新型インフルエンザによる住民の健康被害を最小限に止め、社会・経済機能を破綻させないためには、その流行のスピードを緩める対策を講じることが重要である。

健康福祉課は、県等が行う感染拡大を抑止するための疫学調査や健康観察に積極的に協力するとともに、人の移動や集合を抑止し感染機会を減少させる措置等の徹底を図る必要がある。状況に応じ、市（町村）立（営）の学校や福祉施設、集客施設において臨時休業等の措置を講じるとともに、市（町村）立（営）ではない施設のうち、県の指導等だけでは中々市（町村）立（営）の施設と同様の対応が確保されにくい集客施設については、関係各課が県や近隣の市町村等と連携して、そうした対応を要請する。また、イベントその他の集客的事業活動についても、自粛等の措置を自ら実行し、又は要請する。

これについては各課が、各発生段階の状況等に応じて、関係する住民活動・企業活動の自粛や、所管する施設・事業の停止の必要性等を住民や事業者に十分説明し、責任を持って実行する。

### 4 医療の提供

#### (1) 医療体制の整備

##### ア 基本的な医療体制

新型インフルエンザが圏内で発生した場合、多くの外来患者が医療機関を受診し、入院患者も増えると予想される。それでも、患者数が限られている初期段階においては、感染拡大を防止するため、受診できる医療機関をそのための体制が整備されている所に限定するとともに、軽症者であっても隔離入院とするのが適当である。

しかし、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があるので、感染が広がり、そうした対応が最早効果的でなくなった段階では、適切な感染防止措置を実施できる医療機関であればどこでも受診可能な体制をとるとともに、軽症者は自宅療養とする対応に切り替えていく必要がある。

このようなことを踏まえ、新型インフルエンザが発生した場合には、県は医師会及び各医療機関と協力し、次のとおり、各段階の状況に応じて最も効率的・効果的に医療を提供できる体制をとることとされている。

	大規模流行期前	大規模流行期(まん延期)
事前相談	事前に総合発熱相談センターに連絡・相談し、指示を受ける。	事前に直接医療機関に電話連絡をする。
外来診療	発熱外来に限定する。 (新型インフルエンザの患者をそれ以外の患者と区別して診察)	適切な感染防止措置を実施できる医療機関であればよい。 (原則として全ての医療機関で受入れ)
入院治療	全ての患者(疑似症患者を含む)を感染症指定医療機関等へ隔離(入院)する。	重症患者のみを入院受入れが可能な病床を有する医療機関へ入院させる。(軽症者は自宅療養)

#### イ 医療提供への協力

健康福祉課は、県、医療機関等と連携し、新型インフルエンザへの医療提供に関して次のような協力を行う。

- ・二次医療圏を単位とする対策会議へ参加し、必要な助言、調整を行う。
- ・必要な場合には、臨時医療所の設置について協力・調整を行う。
- ・プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種のための会場確保、設営、接種の事務等について協力する。

市(町村)立病院は、上記の医療体制の中で所定の役割を果たす。

## 5 情報提供

### (1) 広報

#### ア 手段

項目	内容
市(町村)による広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記者会見</li> <li>*新たな段階へと移行する場合、対策本部において重要な方針を決定した場合には、市(町村)長自ら記者会見(感染防止上必要な場合は、非接触型で)を行う。</li> <li>・資料提供</li> <li>・テレビ・新聞・ラジオ等の広告</li> <li>・ポスター、パンフレット、ちらし</li> <li>・広報紙(市(町村)政だより)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ケーブルテレビ</li> <li>・コミュニティFM</li> <li>・メールサービス(あんしんトリピーメール等)</li> <li>・ホームページ(アドレスを記載)</li> </ul>

報道機関による報道	テレビ、新聞、雑誌、ラジオ、インターネット
-----------	-----------------------

## イ 体制

項目	各課	企画(広報)課
記者発表、資料提供	・資料の作成、情報提供	・必要に応じて報道機関と日時、方法を調整
新聞、テレビ、ラジオの広告	・原稿の作成	・契約広報枠の活用
ホームページ	・必要な情報の掲載と更新	・専用サイトの管理、運営支援 ・注目情報等としてトップページに頭出し
市(町村)政だより	・資料を提供し、取材に対応	・取材及び原稿の作成
防災行政無線 メールサービス	・原稿を作成し、掲載等を依頼	
関係団体を通じた広報	・原稿を作成し、掲載等を依頼	

## (2) 新型インフルエンザ専用サイト

企画(広報)課は、住民が新型インフルエンザに関する情報を入手する際の入り口となる専用サイトをあらかじめ準備し、圏内で発生した時には、次のとおりの内容を掲載する。

掲載項目	内容
インフルエンザの状況	・発生状況(圏内、県内、国内、海外)、基本的知識、感染予防策
社会活動の状況	・電気・上下水道・ガス、交通・通信、輸送・流通、学校、福祉施設、集客施設、集会・イベント
相談窓口	・健康、医療に関する相談[総合発熱相談センター、本市(町村)相談窓口]
	・食料その他の生活必需品、産業、教育等に関する相談

## (3) 障がい者等への配慮

企画(広報)課は、点字チラシ、音声媒体広報、ホームページ等の複数言語(英語、韓国語、中国語等)表示など、視聴覚障がい者、高齢者等や在住外国人にも配慮したユニバーサルな情報提供を行う。

また、必要に応じ、相談窓口や発熱外来における通訳支援も行う。

## (4) 相談窓口の設置

## ア 総合発熱相談センター

本市(町村)民が主に利用するのは、総合事務所福祉保健局に設置されるもの(電話番号 )である。

## イ 本市(町村)の体制

新型インフルエンザに関する住民からの相談は、一義的には県の総合事務所福祉保健局に設置される総合発熱相談センターで受けるが、住民からは市役所（町村役場）にも相談があると予想される。これに対応するため、市役所（町村役場）にも専用の相談窓口や相談電話を設け、疾患に関する相談だけでなく、生活相談や行政の行う対策についての質問に至るまで、広範な内容の相談・問い合わせをできる限りワンストップで受ける体制を整えておく必要がある。

( 5 ) 普及啓発

ア 基本的な感染予防策

新型インフルエンザの感染予防策は、基本的には通常のインフルエンザの感染予防策と同一である。各課は、関係する機関、団体や住民に対し、新型インフルエンザの感染を予防するため、次のような対応をするよう啓発を行う。

- (ア) 人混みへの外出時にはマスクを着け、帰宅後はうがい・手洗いを日常的に行うこと。
- (イ) 室内でもドアノブや手すり、取っ手など人がよく触れる所は、こまめに消毒用アルコール等で清拭すること。また、部屋の換気もこまめに行うこと。
- (ウ) 人混みや繁華街への外出、流行している地域への旅行等は控えること。
- (エ) 発熱及び咳、くしゃみ、鼻水等の症状（以下「インフルエンザ様症状」という。）のある人は、他の人を感染させないように、必ずマスクを着け、咳やくしゃみをするときはハンカチ、ティッシュ等で口と鼻をおさえ、鼻をかんだ手は直ちに洗うこと（以下「咳エチケット」という。）を励行すること。

**咳エチケット**

- ・咳・くしゃみは、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、1 m 以上離れてする。使用したティッシュは、ビニール袋に入れて封をして捨てる。
- ・咳が出るときは、マスクを着用する。

(注) マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療用の「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでもウイルスの拡散をある程度防ぐ効果がある。  
 マスクの入手が困難な場合は、人混みでの飛沫感染を防止するため、ハンカチやティッシュ等で代用する。  
 いずれにしても、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意し、説明書をよく読んで、正しく着用することが必要。

イ 食料等の備蓄

流行時に外出すると新型インフルエンザに感染する恐れがあるため、最低限の外出ですむよう、市（町村）民は2週間分程度の食料品や医薬品、日用品をあらかじめ備蓄しておくのが望ましい。各課は、このことについても住民啓発に努める。

< 家庭の備蓄物資の例 >

日用品・医療品	食料（長期保存可能なもの）
< 常備品 > ----- マスク(不織布製マスク) ゴム手袋(破れにくいもの) 水枕・氷枕(頭や腋下の冷却用) 消毒薬(アルコール製剤・塩素系漂白剤等) 常備薬(胃薬、痛み止め、その他持病の処方薬) 絆創膏(大・小)	< 主食類 > ----- 米 乾麺類(そば、ソーマン、うどん等) 切り餅 コーンフレーク・シリアル類 乾パン 各種調味料

ガーゼ・コットン(滅菌のものとならないもの) 包帯、湿布、消毒薬  <通常の災害時にもあると便利なもの> ---- 懐中電灯 乾電池 携帯電話充電キット ラジオ・携帯テレビ カセットコンロ・ガスボンベ トイレトペーパー ティッシュペーパー 台所用ラップ、アルミホイル 生理用品 ビニール袋	<その他> ----- レトルト・フリーズドライ食品 冷凍食品(家庭での保存温度や停電に注意) インスタントラーメン 缶詰 菓子類 ミネラルウォーター ペットボトルや缶入りの飲料 缶ドロップ チョコレート、キャラメル ジャム 粉ミルク、離乳食、紙オムツ 現金(カードが使えない場合に備えて)
---	---

注1 解熱剤(アセトアミノフェンなど)は、薬の成分によっては、インフルエンザ脳症を助長する可能性があるため、インフルエンザの場合、医師が処方した解熱剤以外は使用しないこと。

注2 抗インフルエンザウイルス薬(タミフル等)は、発症後48時間以内に服用する必要があるため、インフルエンザ様症状がある場合には、常備薬等は服用せず、事前に電話連絡の上で医療機関を受診する必要がある。

ウ 受診上の注意

インフルエンザ様症状があるからといって、事前に連絡しないで医療機関を受診すると、待合室等で他の人を新型インフルエンザに感染させてしまうおそれがある。また、新型インフルエンザかどうかは検査しなければ分からない。発生初期には、まず総合発熱相談センターに連絡し、そこで紹介された医療機関を受診するようにすべきである。

大規模流行期以降になると、原則としてどの医療機関でも受診できるようになるため、必ずしも総合発熱相談センターに事前に連絡する必要はない。ただ、受入れ準備が整っていない医療機関もあるので、受診しようとする医療機関に直接問い合わせるか、かかりつけ医や総合発熱相談センターに相談して適切な医療機関を紹介してもらい、指定された時間・場所にマスクを着用して受診するようにしなければならない。

なお、新型インフルエンザに感染しても軽症の場合には、救急車の要請は控え、公共交通機関を利用することは避け、自家用車やタクシーを利用して受診するべきである。

総務課や健康福祉課のほか各課も、こうした点の住民への周知徹底を図る。

エ 冷静な対応

住民が入手する情報には、国・地方自治体の提供する情報、報道機関が提供する情報、企業や民間団体等が提供する情報、伝聞・噂などがあり、媒体も広報紙・新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなど様々である。

これらの情報の中には、根拠がなく信憑性に欠けるものもあり、特に噂には、事実でない内容が含まれていることが多い。こうした情報を過度に信用して行動すると、自らが思わぬ被害に遭ったり、他人に不当な損害を与えたりしかねない。信用のおける機関や人に相談するなど、情報の信憑性を確認して冷静に対応することが重要である。

これは、災害等の際における基本的な心構えであり、各課は、機会あるごとに住民に注意を呼びかける。

6 社会・経済機能の維持

(1) 事業者の対応

各課は、次のとおり関連する事業者に対し、県及び関係団体と連携し、新型インフルエンザが流行した場合においても、適切な感染防止策が実施され、必要な業務の継続が図られるよう、事業継続計画の作成・実行、感染予防策の準備・推進等を要請する。

担当部局	関係事業者	働きかけの重点
------	-------	---------

企画(広報)課	交通事業者	・運行の維持、利用者啓発や防疫措置への協力
建設課	電気・ガス・石油事業者	・通常レベルの電気・ガス等供給の維持
商工観光課	物流事業者	・緊急時等の輸送手段の確保
	食品販売事業者	・適正な食品流通の維持、衛生措置の徹底
農林課	食料生産等事業者	・食料生産等の継続、衛生措置の徹底
各課	他所管する指導監督業務等の対象事業者	

特に、次のような社会機能の維持に関わる事業者等に対しては、事業継続を強く要請するが、集客的な事業を営む者に対しては、感染防止の徹底とその縮小・休止を要請する。

種別	事業者や機関
医療・福祉関係	・医療機関、福祉施設(入所施設・在宅サービス)
ライフライン関係	・電気事業者、上下水道事業者、ガス事業者、石油事業者
情報関係	・報道機関、通信事業者(情報ネットワークを管理する者)
交通・運輸関係	・鉄道事業者、道路運送事業者、航空事業者、海運事業者(旅客・貨物輸送)
生活必需品関係	・食料生産等事業者、食品・日用品の製造事業者、それらの小売・卸売事業者
金融関係	・銀行、信用金庫(事業資金の融資、取引決済、生活資金の引き出し)

## (2)市(町村)業務の維持

新型インフルエンザが発生すると、本市(町村)においても、これに罹患して出勤できなくなる職員が増加する中で、対策業務が急増し、担当課に対して他課からの応援が必要となる。一方、普段から行っている業務の中にも、住民の生活や安全を守るため中断することができないものもあり、その継続に必要な要員は確保しておかなければならない。

こうした状況の中で、新型インフルエンザへの対策を十分に行いつつ、必要な業務は継続して住民サービスの低下を最小限に止めるためには、本市(町村)としても、事業継続計画を作成することが必要になる。同計画には、新型インフルエンザ発生時の厳しい状況を想定し、一部の事務事業の休止や延期も念頭において、確保可能な要員で必要な業務を実施・継続するためのものである。それに基づき、事態の進展に応じた体制を速やかに構築するものとする。

また、罹患して出勤できなくなる職員を増やさないよう、職員への基本的な予防策の啓発、職場での感染防止措置、業務方法の変更・制限、対策に必要な物資の確保などの対策も十分に行い、要員確保に努めることも重要である。必要な行政サービス水準を維持しつつ、状況の変化に応じて、それらの対策を適切に準備・推進していく必要がある。

特に本市(町村)においては、重要なライフラインである上水道や下水道のほか、一般廃棄物の処理、遺体の埋火葬など、住民生活を維持していく上で不可欠な業務を行っており、これらの業務については、そうした対応を徹底して行う必要がある。

## (3)住民生活の維持

商工観光課や農林課は、食料や日用品の生産・流通に携わる事業者に対し、新型インフ

ルエンザが発生した場合における感染防止や事業継続の取組を積極的に推進し、住民への安定供給を確保するよう要請する。

新型インフルエンザの影響が大きくなってくると、日常的に必要な医療・福祉サービスが受けられなくなる在宅の高齢者、障がい者等や、罹患等で買い物にも行けず食料等が手に入らなくなる世帯も出てくる。健康福祉課は、それらの者に対する生活支援を行う。

未発生期	海外発生期	国内発生期	圏内発生期	大規模流行期	小康期
------	-------	-------	-------	--------	-----

## ( ) 未発生期

( 新型インフルエンザが発生していない状態 )

### 1 対策の実施体制

#### ( 1 ) 方針

新型インフルエンザに関する総合的な情報収集と対策準備の体制を整える。

#### ( 2 ) 準備体制

海外で新型インフルエンザが発生した疑いがあるといった情報を入手した場合は、総務課に情報連絡室を設置して情報連絡体制を強化し、必要に応じて、緊急的な対策を実施する。

各課は、「緊急連絡網」を作成して所属職員に周知するとともに、最低限必要な業務をあらかじめ検討し、新型インフルエンザに感染した職員が出勤できなくなり、要員の不足が生じて、当該業務は継続できるよう、準備を進めておく。

また、入手した情報に基づき、新型インフルエンザに対する感染防止措置の実施準備を進めると同時に、各種の計画及びマニュアルの見直しと修正を行い、実効性を確保する。

#### ( 3 ) 次期体制への移行

市(町村)長は、WHO又は厚生労働省がフェーズ4を宣言する前においても、報道機関等より入手した現地及び各国の対応状況等に関する情報から見て必要があると認めるときは、市(町村)の対応を「海外発生期」の段階へ移行することができる。

### 2 情報収集

#### ( 1 ) 方針

新型インフルエンザが発生していないこの段階においては、鳥等のインフルエンザの発生状況に関する情報その他の関連情報の収集に努め、各課や関係機関等で共有する。

#### ( 2 ) 各課の情報収集

区分	担当	収集する情報
新型インフルエンザの兆候	総務課 健康福祉課 農林課	・鳥等のインフルエンザの国内外における発生状況 ・国・県の対応方針、状況 ・動物や人におけるインフルエンザを中心とする感染症に関する情報
学校等の体制	健康福祉課 教育委員会	・学校、福祉施設等の準備状況 ・インフルエンザや感染症の集団発生、臨時休校、学級閉鎖等の状況(学校欠席者情報収集システムによる)
事業者の体制	関係課	・事業者や関係団体等の準備状況

### 3 感染予防・まん延防止

( 1 )方針

国が中心となって行う水際対策への協力体制を整えるとともに、新型インフルエンザの感染予防策について住民への普及啓発を行い、学校その他の施設における感染防止措置の準備を進める。

( 2 )健康観察等の支援体制整備

健康福祉課は、海外で新型インフルエンザが発生して検疫が強化され、発生国からの入(帰)国者等について一定期間の健康観察が行われることになる場合に備え、関係機関によるそうした対応を必要に応じて支援する体制を整備する。

( 3 )学校に係る対応

ア 教育委員会における対応

(ア)教育委員会は、県教育委員会、総務課、健康福祉課等を通じ、鳥等のインフルエンザ及び新型インフルエンザに関する情報を収集する。

(イ)また、市(町村)立学校その他の教育機関との連絡体制を確認し、学校欠席者情報システムによる情報共有体制を確立するとともに、新型インフルエンザの発生に備えた事業継続計画を策定しておく。

(ウ)学校を臨時休業した場合に児童・生徒の家庭学習を支援する方法等についても検討しておくものとする。

イ 学校における対応

市(町村)立学校においては、次のような対応を行うものとする。

(ア)新型インフルエンザの発生に備え、学校医等を含めた校内対策会議を設置し、対処方針を確立して対応マニュアルを作成すること。

(イ)感染拡大防止のため臨時休業する場合等における保護者との連絡方法を確認しておくこと。

(ウ)鳥等のインフルエンザの発生国への修学旅行等については、再検討すること。

(エ)鳥等のインフルエンザの発生国へ留学又は渡航する児童生徒等(その学校に所属する児童・生徒及び教職員をいう。以下同じ。)に対して、基本的な感染予防策(( )の5の(5)のアを参照)を指導すること。

(オ)留学等で鳥等のインフルエンザの発生国へ滞在中の児童生徒等に対しては、次のような対応を指導すること。

現地在外公館に在留届を提出すること。

最新の現地情報の収集に努め、必要に応じて在外公館に照会すること。

感染の疑いがある場合は、在籍する学校や在外公館に報告すること。

(カ)基本的な感染予防策等に関する健康教育を実施すること。

(キ)野鳥や飼育動物に関する注意喚起を行うこと。

( 4 )福祉施設に係る対応

ア 基本的な体制整備

(ア)市(町村)立の保育施設その他福祉施設においては、患者が発生した場合等における連絡体制を確認するとともに、新型インフルエンザに備えた事業継続計画や対応マニュアルを作成しておくものとする。

(イ)また、通常のインフルエンザと同様に年間を通じて感染防止に努め、普段から衛生管理を徹底しておくものとする。

#### イ 具体的な対応準備

(ア)新型インフルエンザが発生すると、保育施設その他通所型の福祉施設(以下「通所施設」という。)は臨時休業せざるを得なくなる事態も生じる。その間、当該施設の利用者(幼児、高齢者等)は自宅で保育、介護等を受けることになるが、それが極めて困難なケース(保護者が新型インフルエンザの診療に従事する医療関係者やライフラインの維持に不可欠な業務に従事する者等の場合、介護できる家族等がない場合等)もあると思われる。そのような場合には、特例的に自らの施設での受入れを継続するか、他の施設に一時的に受け入れてもらうといった対応が必要になる。市(町村)立の通所施設においては、その点について協議・検討しておくものとする。

(イ)また、老人ホームその他の入所型の福祉施設(以下「入所施設」という。)及び高齢者や障がい者に日常の在宅サービスを提供する施設(以下「在宅サービス施設」という。)については、新型インフルエンザが流行しても極力休業等しないようにする必要がある。場合によっては、面会者等も含め有症者の施設内立入の制限や、発症者は個室に隔離するといった厳しい措置も必要になる。さらに、入所者の集団感染が発生した場合に、どのようにして必要な医療を提供するかも考えておかなければならない。市町村立の入所施設や在宅サービス施設においては、これらの点についても、その実施方法や体制等をあらかじめ検討しておくものとする。

#### (5) 集客施設に係る対応

劇場や映画館その他の娯楽施設、スタジアム、更には大規模小売店舗などの施設も、非常に多くの人が集まることから、感染拡大の場になりやすい。しかし、こうした不特定多数の者が利用する施設(以下「集客施設」という。)は、学校や福祉施設に比べると、利用者間の接触が一時的で希薄なものに止まることが多い。

また、学校等と違って営利企業が運営するものも多く、そこに人が集まる目的は、非日常的な趣味、娯楽などから生活必需品の買い物まで様々である。従って、感染拡大防止のために臨時休業したりすると、社会的・経済的に深刻な影響を生じることがあり、慎重な対応が必要である。

ただ、集客施設に感染の機会が多いことは確かであり、新型インフルエンザの発生に備え、準備をしておくことは必要である。市(町村)営の集客施設においては、そうしたことも踏まえつつ、それぞれの形態や業態に応じた対応マニュアルを作成し、実施する感染防止措置の内容や方法、臨時休業を行う基準や手順等を定めておくものとする。各課は、所管業務と関係する市(町村)営ではない集客施設に対しても、県や近隣市町村と連携して同様の対応を要請する。

## 4 医療の提供

### (1) 方針

県と連携して、新型インフルエンザ患者の診療を適切に実施可能な体制づくりを推進する。

### (2) 体制づくりへの協力

健康福祉課は、県が医師会と連携して、発熱外来を設置する医療機関や公共施設等のリスト作成するのに協力する。

また、県が医療機関と連携して、新型インフルエンザ患者の自宅療養をバックアップする体制を整備するのに協力する。

さらに、臨時医療所が必要となる場合に備え、そのために使用可能な施設等を検討しておく。

### (3) ワクチン接種準備への協力

健康福祉課は、県がプレパンデミックワクチンの接種実施計画を策定したときは、それに従った接種会場の確保等に協力する。

## 5 情報提供

### (1) 方針

鳥等のインフルエンザの発生状況及び新型インフルエンザが発生する前にできる対策などについて、年間を通じて広く住民・事業者へ周知を図る。

### (2) 個別的な情報提供

各課は、県と連携し、次のような情報についても、関係先に対して個別に提供するものとする。

担当	提供先	提供する情報
各課	関係する住民・事業者及び機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥等のインフルエンザの発生状況</li> <li>・発生が予想される新型インフルエンザの具体的症状、特性等</li> <li>・職場や家庭における注意事項( )の5の(5)を参照)</li> <li>・相談窓口の連絡先等</li> <li>・事業継続対策(事業継続計画・対応マニュアルの作成等)</li> </ul>
市(町村)民課	消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥肉、豚肉食品の安全性</li> <li>(間違った風評等が流布するような場合)</li> </ul>
農林課	農林水産関係の生産者、作業従事者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業の作業現場や選果作業における感染予防策</li> <li>(農協・漁協等の関係団体や農業改良普及所等を通じて周知)</li> </ul>

### (3) 広報

企画(広報)課は、住民に対して次の事項を広報する。この際、県が行う広報及び季節性インフルエンザの予防広報との連携を図る。

新型インフルエンザに関する基礎知識、行政対策、県民の協力が必要な事項

職場や家庭における注意事項

感染拡大防止のため事業者が自主的に行うべき対応

### (4) 相談窓口の設置準備

健康福祉課は、新型インフルエンザに関する住民からの問い合わせのうち、県の総合発熱相談センターで対応すべきもの以外について、出来る限りワンストップで対応する総合

相談窓口を設置するための準備（窓口要員の確保、職員に対する相談研修、相談室の確保等）を行う。この際、相談が殺到しても電話が輻輳しないよう、余裕を持って電話回線を増設する。

また、国や県のQ & A集等を参考にしつつ、関係各課の協力を得て、新型インフルエンザに関するQ & A集を作成し、関係職員に配布する。

#### ( 5 ) 外国人への対応

商工観光課は、国際交流協会及び在住外国人会と連携し、市（町村）内に在住する外国人への連絡体制を確立しておく。また、通訳ボランティアの協力を確保し、多言語による広報（各言語によるチラシ、ホームページ等）の準備を行う。

### 6 社会・経済機能の維持

#### ( 1 ) 方針

新型インフルエンザが発生しても、必要な事業・業務は継続できるよう、事業者、特にライフライン関係など基本的な社会機能に関わる事業者について、対応準備を促しつつ、市（町村）の業務継続等についても準備を進めるとともに、生活必需品の安定供給や緊急時の生活支援に係る体制整備を推進する。

#### ( 2 ) 事業者の対応

各課は、所管業務に関係する事業者に対し、県と連携して「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年2月、厚生労働省策定）を踏まえて必要な準備を行うよう要請する。

特に、ライフライン関係その他の基本的な社会機能に関わる事業者（( )の6の(1)を参照）に対しては、連絡・危機管理体制の確立、事業継続計画や感染症防止マニュアルの作成、必要な物資・資材の備蓄・準備、発生時を想定した訓練や研修の実施、業務の縮小・休止の手順等の検討などを行うよう、重点的に要請する。

#### ( 3 ) 市（町村）業務の維持

##### ア 事業継続計画

総務課は、新型インフルエンザが発生しても継続して行うべき業務、休止や延期を検討する業務、その優先順位、業務分担、勤務体制、人員配置及び代替的意思決定者等について検討し、「市（町村）事業継続計画」を作成する。

その計画に基づき、各課は、新型インフルエンザが発生した場合における所管業務の優先順位、処理方法、職員配置、組織体制等を、各課の事業継続計画として定めておく。

その上で総務課及び各課は、事業継続計画に基づく職員の訓練やその結果を踏まえたそれらの計画の内容見直しを行う。

##### イ 職員・庁舎の管理

総務課は、新型インフルエンザが発生した場合に職員の健康管理や庁舎の衛生管理が適切に行えるよう、次のような対応を行っておくものとする。

- ・基本的な感染予防策（( )の5の(5)のアを参照）の周知徹底
- ・職員の健康状態や旅行先に関する情報の把握方法の確立

- ・感染拡大防止のための業務形態（在宅勤務、テレビ会議等）の検討
- ・庁舎の清掃業務等の受託業者に対する衛生管理研修の実施

ウ 必要資機材の備蓄

総務課及び健康福祉課は、新型インフルエンザが発生した場合にも継続すべき業務や対策業務を遂行するに当たって必要とされる個人防護具や消毒薬、マスク等を備蓄しておくものとする。

エ 市（町村）のライフライン事業等

環境課は、新型インフルエンザが発生した場合においても、住民生活に不可欠の重要なライフラインたる上水道及び下水道（集落排水施設やし尿処理を含む。以下同じ。）の機能を維持し、一般廃棄物の処理や遺体の埋火葬を円滑・適正に継続できるよう、それらの業務に係る事業継続計画を作成するとともに、連絡・危機管理体制の確立、発生時を想定した訓練や研修、必要な物資・資材の備蓄・準備、外部の緊急時応援要員への協力要請、業務受託業者の事業継続体制の確認等を行っておく。

また、県と協議して、感染症産業廃棄物を一般廃棄物処理施設においても適正に処理できる体制を整えるとともに、特に埋火葬に関しては、次のような対応を行っておく。

（ア）火葬場の処理能力の把握

（イ）遺体搬送に従事する職員の個人防護具、埋火葬に必要な各種消耗品、遺体搬送用の非透過性納体袋等の備蓄・準備

（ウ）火葬場の処理能力を超える遺体が発生した場合に使用する、遺体の一時保管施設等の検討・確保

（４）住民生活の維持

ア 生活必需品の確保

商工観光課及び農林課は、県と連携して、食料生産者や日用品製造業者、それらの流通・販売業者に対し、事業継続計画や感染防止措置の普及啓発を行うとともに、新型インフルエンザ発生時における供給確保に関する協定を締結すること等により、生活必需品の安定供給体制の構築を図る。

イ 生活支援の準備

健康福祉課は、日常的に医療・福祉サービスを必要とする在宅の高齢者や障がい者の世帯のほか、市（町村）民課や自治会等と連携して、新型インフルエンザに罹患すると日常の食料や日用品の買い物が困難になるおそれのある世帯を把握するとともに、新型インフルエンザの発生時にそれらの世帯に必要な生活支援を速やかに実施できるよう、県と連携して、その実施方法や手続き、実施体制を定めたマニュアル等を策定しておく。

未発生期	海外発生期	国内発生期	圏内発生期	大規模流行期	小康期
------	-------	-------	-------	--------	-----

## ( ) 海外発生期

( 海外で新型インフルエンザが発生した状態 )

### 1 対策の実施体制

#### ( 1 ) 方針

新型インフルエンザに関する情報の集約・共有・分析を行い、総合的な対策を実施するため、対策本部を設置する。

#### ( 2 ) 体制整備

総務課は、対策本部を設置し、収集した新型インフルエンザに関する情報の集約と共有を図る。また、県や事業者等に対しても、情報提供及び注意喚起を行うとともに、新型インフルエンザ患者の発生状況など必要な情報の提供を要請し、連絡体制を確立する。

そうして入手した情報を踏まえ、各課は、必要な新型インフルエンザ対策や初動対応について検討を進め、各種の計画やマニュアルの見直し・修正を行って、実効的な体制を整備する。

#### ( 3 ) 次期体制への移行

対策本部長[市(町村)長]は、国や県、報道機関等より入手した海外の発生状況や国内発生の兆候等に関する情報から見て必要があると認めるときは、国内での新型インフルエンザの発生が確認されていない場合でも、本市(町村)の対応を「国内発生期」の段階へ移行することができる。

### 2 情報収集

#### ( 1 ) 方針

国や県、関係する機関・団体、事業者等を通じて、海外の発生状況、国内発生の兆候、新型ウイルスの病原性や感染力、社会・経済活動等への影響、その他住民生活に影響を及ぼす情報を重点的に収集する。

#### ( 2 ) 情報の収集

各課は、輻輳による通信の途絶等にも留意して多重化された情報伝達ルートを利用し、次のような情報を入手する。

区分	担当部局	収集する情報
新型インフルエンザの情報	各課	・海外での新型インフルエンザの発生状況(国・県等より) ・各省庁の対応方針、実際の対応状況
	健康福祉課	・新型インフルエンザに関する情報(県との情報共有等に留意して収集することとする。以下同じ。)
検疫関係情報	健康福祉課	・検疫の体制、実施状況等
海外渡航情報	総務課 商工観光課	・外務省、厚生労働省、国対策本部等の発するもの

発生国への交通機関の状況	商工観光課	・国際航空(定期便、チャーター便)、外国航路の運行状況
発生国に滞在する市町村民等の状況	総務課 教育委員会	・個人的な旅行や業務上の出張による滞在の状況 ・学校の修学旅行や留学による滞在の状況
観光客の状況	商工観光課	・発生国から市(町村)内への観光客の入り込み状況
学校等の体制	健康福祉課 教育委員会	・学校、福祉施設等の対応状況
事業者の体制	商工観光課	・事業者の対応状況 ・発生国出身の従業員や研修生の状況(最近の本人・家族の帰国・入国、健康状況等)
県の体制	総務課	・県対策本部の設置状況

### 3 感染予防・まん延防止

#### (1) 方針

県等と連携して、発生国からの入(帰)国者等に適切に対処しつつ、住民に対して発生国への渡航自粛等を促す。

また、集団感染が発生しやすい学校等における警戒や準備を強化する。

#### (2) 感染が疑われる者への対応

新型インフルエンザが海外で発生すると、空港や港湾における検疫が強化され、県においては、発見された疑似症患者の感染症指定医療機関への搬送、その濃厚接触者の健康観察等を行うことになる。本市(町村)としても、これらについて協力を求められたときは、あらかじめ検疫所と協議して定めた方針に従って対応する。

#### (3) 発生国への渡航自粛等

各課は、発生国の状況などについて国の関係省庁、県の関係部局等から正確な情報を収集し、外務省の発出する感染症危険情報を渡航予定者に伝えて自粛を促すとともに、関係事業者等にも協力を呼びかける。

##### (参考) 予想される感染症危険情報の内容

不要不急の渡航については、延期も含めて検討してください。あらかじめ今後の退避の可能性も含め検討してください。(WHOのフェーズ4宣言前)

渡航は延期してください。今後、出国ができなくなる可能性及び現地で十分な医療が受けられなくなる可能性もあります。退避については、これらの点も含め検討してください。帰国に際しては、停留される可能性もあることに留意してください。

(フェーズ4～6)

現地の安全な場所に留まり、感染予防対策を徹底してください。(発生国当局が出国禁止措置をとった場合)

#### (4) 学校に係る対応

ア 教育委員会における準備

- (ア) 教育委員会は、事務局内に対策会議を設置し、危機管理体制を確認する。
- (イ) 県教育委員会、総務課、健康福祉課等を通じ、新型インフルエンザに関する情報のほか、発生国及び周辺地域への渡航者、最近の帰国者に関する情報も収集する。
- (ウ) さらに、市(町村)立学校その他の教育機関に対し、新型インフルエンザの発生状況など新たに得られた情報を速やかに提供するとともに、それらと密接に情報交換を行う。

#### イ 学校の体制整備

市(町村)立学校においては、次のような対応を行うものとする。

- (ア) 新型インフルエンザの発生状況など新たに得られた情報は、児童生徒等や保護者に迅速に提供すること。
- (イ) 児童生徒等に対し、基本的な感染予防策( )の5の(5)のアを参照)の指導を強化し、自ら健康観察を行ってインフルエンザ様症状の早期発見に努めるよう注意を喚起するとともに、その症状が有る場合の受診上の注意事項( )の5の(5)のウを参照)を周知すること。
- (ウ) 感染が拡大して臨時休業することになる場合を想定して、各家庭にファクシミリや電子メール等で連絡する体制を確立しておくこと。
- (エ) 教職員自身が罹患し又は罹患した家族を看病するため、一時に多数の教職員が出勤できなくなる場合に備えた体制を検討しておくこと。
- (オ) その他、各学校の対応マニュアルに基づく感染防止措置の実施準備を進めること。

#### ウ 児童生徒等の状況把握

市(町村)立学校においては、次のような対応を行うものとする。

- (ア) 最近発生国から帰(入)国した児童生徒等の有無を確認し、結果を教育委員会に報告すること。
- (イ) 上記の児童生徒等にインフルエンザ様の症状が見られた場合には、直ちに総合発熱相談センターに相談の上、そこで紹介された医療機関を受診するよう指示すること。  
その際には、当該児童生徒等が風評により不当な扱いを受けないよう留意すること。

#### エ 児童生徒等の海外渡航に関する対応

市(町村)立学校においては、次のような対応を行うものとする。

- (ア) 児童生徒等に対し、発生国への渡航は自粛するよう指導するとともに、発生国への修学旅行等は中止又は延期すること。
- (イ) 留学や修学旅行で発生国等に滞在中の児童生徒等に対して、次の情報を伝えること。

滞在国内及びその周辺における感染者の発生状況、 新型インフルエンザの症状、特性等、 基本的な感染予防策、 発症した場合の対応(医療機関の早期受診等)と現地の医療体制、 外務省の感染症危険情報や現地在外公館の関連注意情報、 防疫措置(出国・入国制限等)の実施状況、 民間航空便等の運行状況、 現地に留まる場合の注意事項(生活物資の備蓄等)、 最寄りの在外公館の相談窓口(健康不安、帰国方法等について相談)
---

- (ウ) 発生国等に滞在中の児童生徒等に対し、感染拡大の状況、国の方針や国際世論の動向等を見極めた上で、早期帰国を促すとともに、帰国後感染していないことが確認されるまでの自宅待機を指示すること。

#### (5) 福祉施設に係る対応

ア 進捗確認

健康福祉課は、市（町村）立の各施設の未発生期における体制整備や対応準備の進捗状況を確認し、それらを速やかに進めるよう指導する。

イ 利用者への指導等

市（町村）立の各施設においては、利用者等（その施設の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に対して次のように対応するものとする。

（ア）新型インフルエンザに関する情報を伝達し、基本的な感染予防策や自主的な健康状態の把握を促すとともに、有症者の受診上の注意事項を周知徹底すること。

（イ）発生国への渡航は自粛するよう指導すること。

（6）集客施設に係る対応

海外における新型インフルエンザの発生を受けて、市（町村）営の集客施設においては、それぞれの対応マニュアルに基づく感染防止措置等の実施準備を進めるとともに、利用者等に対して基本的な感染予防策等の啓発を始める。各課は、所管業務と関係する市（町村）営ではない集客施設に対しても、同様の対応を要請する。

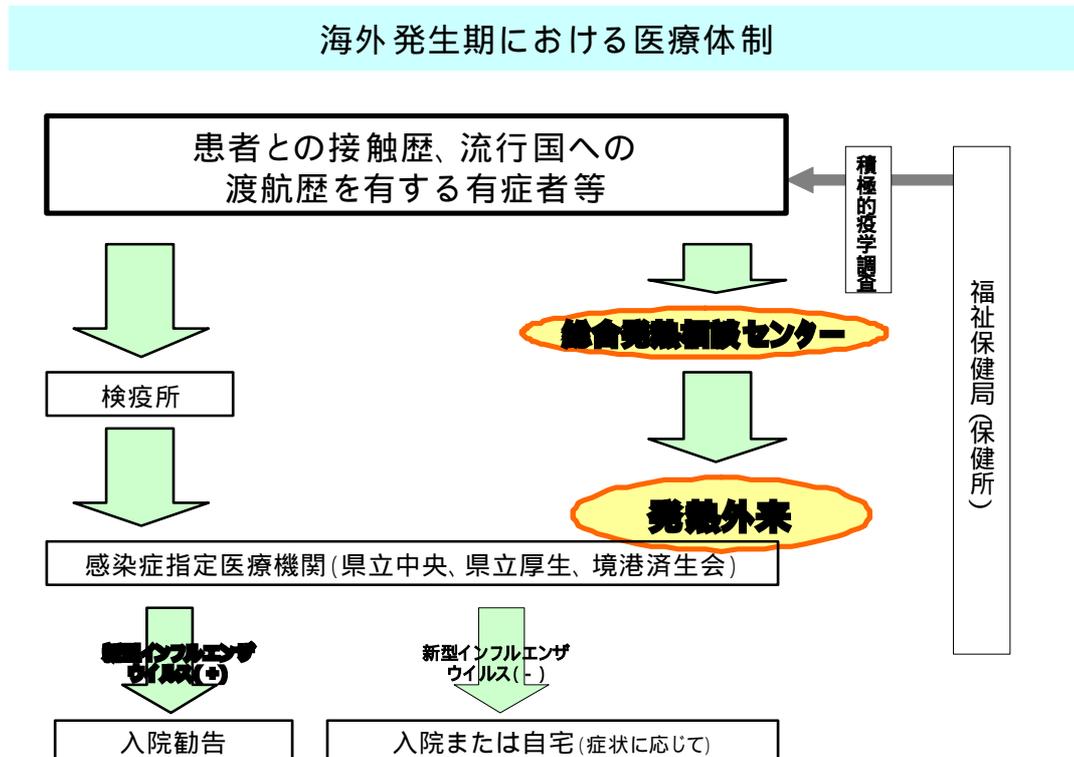
4 医療の提供

（1）方針

前段階から検討・準備してきたところに基づき、県と連携して、新型インフルエンザに係る医療体制を整備する。

（2）医療体制の整備

この段階では、次のような体制で、新型インフルエンザに係る医療が提供される。



（3）ワクチン接種への協力

健康福祉課は、プレパンデミックワクチンの接種が可能になった場合には、かねて策定されていた接種実施計画に基づいて接種が実施できるよう、必要な協力を行う。

また、県（福祉保健部）がパンデミックワクチンの接種実施計画を策定したときは、同計画の実行に必要な会場等の確保に協力する。

## 5 情報提供

### (1) 方針

海外の発生状況等について積極的に情報を提供して注意を喚起し、圏内での発生に備えて普及啓発を進める。

### (2) 個別的な情報提供

各課は、県と連携し、次のような情報についても、関係先に対して個別に提供する。

担当部局	提供先	提供する情報
各課	関係する住民 ・事業者及び 機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外での新型インフルエンザの発生状況</li> <li>・新型インフルエンザの具体的症状、特性等</li> <li>・新型インフルエンザに関する予防と対策の基礎知識</li> <li>・職場や家庭における注意事項</li> <li>・海外への渡航自粛勧告等の状況</li> <li>・総合発熱相談センターを始めとする相談窓口の連絡先等</li> <li>・事業継続対策(事業継続計画・対応マニュアルの作成等)</li> </ul>
商工観光課	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生国との間の航空便、船便の運行状況</li> <li>・検疫機関等からの注意情報</li> </ul>
	公共交通機関 の利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生国への渡航自粛勧告等の内容</li> <li>・発生国から帰国した際の注意事項</li> </ul>
	旅行業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生国との間の航空便、船便の運行状況</li> </ul>
市（町村） 民課	消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザと食品との関連についての正確な情報（間違っ た風評等が流布するような場合に、「食品を介してインフルエンザ は感染しない」「鳥取県の農水産物は生産者、運送業者、販売店等 が十分な感染予防対策を講じて取り扱っている」こと等をアピール するもの。以下同じ。）</li> </ul>
商工観光課	市（町村）内 の商工業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応（一時的な取引や 事業の停止、必要な事業の継続、職場における感染防止措置など について、商工団体等を通じて周知するもの。以下同じ。）</li> </ul>
農林課	消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産物の出荷情報</li> <li>・新型インフルエンザと食品との関連についての正確な情報（関係機 関・団体の連絡網や広報誌等も活用して周知）</li> </ul>

### (3) 広報

各課は、住民に向けて次の事項を広報する。

項目	内容
一般的・基本	・新型インフルエンザに関する基礎知識

的な情報	・行政の対策
住民・事業者への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生国への渡航自粛</li> <li>・職場や家庭における注意事項（特に、この段階では受診可能な医療機関が限られるので、感染を疑って医療機関を受診する場合は、まず総合発熱相談センターに相談すべきことをアピール）</li> <li>・感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応（一時的な取引や事業の停止、必要な事業の継続、職場における感染防止措置など）</li> <li>・インフルエンザ様症状が有っても、軽症のときは救急出動要請を控えるべきこと。</li> </ul>
海外での発生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WHO及び厚生労働省のフェーズ4の宣言</li> <li>・新型インフルエンザの発生場所（国名、都市名）及び発生時期</li> <li>・確定診断の状況</li> <li>・健康被害の状況（感染者数、死亡者数）</li> <li>・WHO等が公表する対応策、予防方法等（発生国への渡航自粛勧告等を含む。）</li> </ul>

#### (4) 相談窓口の設置

総務課及び健康福祉課は、新型インフルエンザに関する住民からの問い合わせや相談に対応する窓口を設置する。

## 6 社会・経済機能の維持

### (1) 方針

海外で新型インフルエンザが発生したことを受けて、ライフラインなど社会基盤の維持や食糧などの供給に関わる事業者を重点に、事業者における対応準備を促進するとともに、市役所（町村役場）における業務継続や感染防止措置の準備を更に進める。

### (2) 事業者の対応

各課は、県と連携して関係する事業者に対し、海外での新型インフルエンザの発生状況等に関する情報収集に努め、引き続き、職場における感染防止措置や事業継続計画の作成等を進めるよう促す。

特に、ライフライン関係その他の基本的な社会機能に関わる事業者（( )の6の(1)を参照）に対しては、従業員の発生国への出張中止、発生国出張者への帰国やその後の受診の指示等を行うよう要請する。

### (3) 市（町村）業務の維持

#### ア 事業継続計画

総務課及び各課は、事業継続計画の内容を確認し、必要に応じて見直しを行う。

総務課は、新型インフルエンザの感染が拡大して要員不足が生じるような場合に、他課の業務に動員する予定の職員や協力してもらう予定の外部の方（退職者など）を確認し、彼等に対して予告通知や協力要請をしておく。

#### イ 職員の管理

総務課及び各課は、職員等の新型インフルエンザへの感染防止を図るため、以下の措

置を講じる。

感染予防策の周知徹底	国や県からの新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じて必要な感染予防等をとるよう、職員を啓発 新型インフルエンザに関する知識、海外の発生地域と規模及び感染状況等を職員に周知
職員管理	発生国及びその周辺国に勤務する職員に対し、発生情報及び感染予防方法を周知し注意喚起するとともに、状況によっては帰国を指示 発生国及びその周辺国への職員の出張を原則として禁止し、状況によっては国際交流事業を中止又は延期 職員（家族を含む。）の発生国への渡航状況を確認し、渡航歴のある職員等については健康状態を把握し、必要に応じて医療機関での受診を指導
健康管理	発生国から帰国した者と接触した後に新型インフルエンザの感染が疑われる症状（38度以上の発熱、せき、全身けん怠感等）がある職員には、総合発熱相談センターに相談した上で医療機関（発熱外来）を受診するよう指導するとともに、不要不急の大規模集会や興行施設など不特定多数の集まる場所への外出自粛を指導

#### ウ 庁舎の管理等

総務課は、庁舎清掃等の受託業者の対応を含め、新型インフルエンザが国内・圏内で発生した場合における庁舎の衛生管理体制を確認するとともに、健康福祉課と連携して個人防護具や消毒薬、マスク等の備蓄状況を確認し、不足分を調達しておく。

#### エ 市（町村）のライフライン事業等

環境課は、上水道、下水道、一般廃棄物の処理、遺体の埋火葬の業務について、事業継続計画の内容を確認し、必要に応じて見直しを行うとともに、新型インフルエンザが圏内で発生した場合の対応準備（( )の6の(3)の工を参照）の進捗状況を点検しておく。

### (4) 住民生活の維持

#### ア 生活必需品の確保

農林課は、県と連携して農協、漁協等の関係団体に対し、集出荷施設の消毒等の感染防止措置、緊急に行う風評被害対策、供給不足時の量販店等への優先出荷、まん延期の選果作業員や出荷運搬手段の確保方策等の準備状況を確認するよう要請する。

#### イ 生活支援の準備

健康福祉課は、新型インフルエンザが圏内で発生した場合に生活支援措置の対象となる可能性が高い世帯のリスト及び当該措置の実施マニュアル等を確認し、必要に応じて当該措置を行うための準備を進める。

未発生期	海外発生期	国内発生期	圏内発生期	大規模流行期	小康期
------	-------	-------	-------	--------	-----

## ( ) 国内発生期

(国内で新型インフルエンザが発生したが、圏内では発生していない状態)

### 1 対策の実施体制

#### (1) 方針

市(町村)内への新型インフルエンザウイルスの侵入をできるだけ防止しながら、圏内での発生に備えて感染拡大防止対策の実施準備を進める態勢をとる。

#### (2) 体制

各課は、海外発生期に整備した体制[( )の1の(2)を参照]の下で、所定の対策や準備を推進していく。

#### (3) 次期体制への移行

対策本部長は、国・県や報道機関等より入手した国内の発生状況等に関する情報から見て必要があると認めるときは、圏内での新型インフルエンザの発生が確認されていなくても、本市(町村)の対応を「圏内発生期」の段階へ移行することができる。

### 2 情報収集

#### (1) 方針

国内の発生状況あるいは発生の兆候に関する情報や、生活必需品の需給動向など住民生活への影響が大きい情報を早期に把握し、必要な対策を迅速に展開して社会の混乱を未然に防止するのに役立つ。

#### (2) 情報の収集

各課は、輻輳による通信の途絶等にも留意して多重化された情報伝達ルートを利用し、次のような情報を入手する。

区分	担当部局	収集する情報
新型インフルエンザの情報	各課	・国内での新型インフルエンザの発生状況 ・海外での新型インフルエンザの発生状況 ・国・発生都道府県・市町村等の対応方針、対応状況
	健康福祉課	・新型インフルエンザの特性等に関する情報
検疫関係情報	健康福祉課	・検疫の体制、実施状況等
海外渡航情報	総務課 商工観光課	・外務省、厚生労働省、国・県対策本部等の発するもの
交通機関の状況	総務課 商工観光課	・発生国との間の航空便、船便の運行状況 ・発生都道府県との間の公共交通機関の運航状況 ・その他県内外の公共交通機関の運行状況
観光客の状況	商工観光課	・発生地域から市(町村)内への観光客の入り込み状況
学校等の体制	健康福祉課	・学校、福祉施設、医療機関等の対応状況

	教育委員会	
事業者の体制	商工観光課	・事業者の対応状況

### 3 感染予防・まん延防止

#### (1) 方針

新型インフルエンザウイルスの市(町村)内への侵入を防止するため、県や近隣の市町村等と連携して、感染が疑われる者の増加に適切に対処しつつ、学校や福祉施設、集客施設に係る対応を強化し、発生地域への移動や広域イベントの開催は自粛とする。

#### (2) 感染が疑われる者への対応

この段階では、圏内で新型インフルエンザ患者は未発生だが、その濃厚接触者や最近発生地域に滞在したことのある有症者等は、圏内でも発生するおそれがある。これについては、引き続き、県が医療機関への搬送、疫学調査、健康観察等の対応を行うが、そうした者が増加すると、県から協力を求められる機会も増えると思われるので、健康福祉課が窓口になって調整を行い、要員を確保して必要な対応を行う。

#### (3) 学校に係る対応

##### ア 教育委員会における対応

(ア) 教育委員会は、引き続き県教育委員会、総務課、健康福祉課等を通じて新型インフルエンザに関する情報を収集するとともに、市(町村)立学校から次の事項について報告を求める。なお、収集した情報のうち基本的なものは全教職員に伝え、情報の共有化を図る。

発生地域での校外活動、その他発生地域の児童生徒等との交流活動の状況

児童生徒等のインフルエンザ様症状の発生状況

(イ) また、新型インフルエンザの圏内発生に備え、各市(町村)立学校における対応マニュアルの作成状況、臨時休業時の連絡体制や校内対策会議など危機管理体制の整備状況、一時に多くの教職員が出勤できなくなる場合の対応計画の作成状況等を確認しておく。

##### イ 感染予防対策

市(町村)立学校においては、次のような対応を行うものとする。

(ア) 通常行っている健康観察を継続し、学校欠席者情報収集システムで教育委員会へ報告する。また、最近発生地域から帰って(入って)来た児童生徒等の有無を確認し、これにインフルエンザ様の症状が見られた場合には、直ちに総合発熱相談センターに相談の上、そこで紹介された医療機関を受診するよう指導すること。その際には、当該児童生徒等が風評により不当な扱いを受けることがないように留意すること。

(イ) 児童生徒等及び保護者に対し、国内外での新型インフルエンザの発生状況や基本的な感染予防策( )の5の(5)のアを参照)のほか、健康状態をよく把握してインフルエンザ様症状の早期発見に努めること、及びそのような症状があれば直ちに総合発熱相談センターに相談し、その指示に従うことを周知徹底すること。

(ウ) その他、各学校の対応マニュアルに基づく感染防止措置を、状況に応じて実施すること。

##### ウ 児童生徒等の発生地域での活動に関する対応

市（町村）立学校においては、次のような対応を行うものとする。

- (ア) 児童生徒等に対し、発生地域への旅行等は自粛するよう指導するとともに、発生地域への修学旅行等は中止又は延期すること。
- (イ) 修学旅行等で発生地域に滞在中の児童生徒等に対して、次の情報を伝えること。

滞在地域及びその周辺における感染者の発生状況、 新型インフルエンザの症状、特性等、基本的な感染予防策、 発症した場合の対応（滞在先の発熱相談センター等の紹介）、 公的機関の発出する注意情報や対応措置、 公共交通機関の運行状況、 健康不安等についての相談方法

#### (4) 福祉施設に係る対応

##### ア 体制整備

- (ア) 健康福祉課は、新型インフルエンザの圏内発生に備え、市（町村）営の福祉施設における事業継続計画や対応マニュアルの作成状況、臨時休業時の連絡体制などを確認しておく。
- (イ) さらに、一時に多くの職員が出勤できなくなる場合の運営体制、通所施設の臨時休業時における在宅困難者への対応策や入所施設・在宅サービス施設における厳格な感染防止措置等については、具体的な手順や内容まで確認しておく。

##### イ 感染防止措置

市（町村）営の福祉施設においては、感染防止措置に関連して、次のような対応を行うものとする。

- (ア) 利用者等及びその家族に国内外での発生状況等に関する情報を積極的に提供・共有して、基本的な感染予防策等を周知徹底すること。
- (イ) 職員に対して、施設内での健康観察や自主的な健康把握により、自分や利用者の発症を早期に発見するよう指示すること。
- (ウ) 利用者等に対して、インフルエンザ様症状があれば直ちに総合発熱相談センターに相談するよう指導すること。
- (エ) 外来者に対しても、施設における感染防止措置に協力し、基本的な感染予防策を徹底するよう要請すること。

#### (5) 集客施設に係る対応

市（町村）営の集客施設においては、状況に応じた感染防止措置を実施するとともに、利用者等に対して基本的な感染予防策を周知するものとする。また、施設ごとに、感染拡大防止のため臨時休業を行う場合の基準や手続を定めておく。各課は、所管業務と関係する市（町村）営ではない集客施設に対しても、同様の対応を要請する。

#### (6) その他の社会的対応

##### ア 発生地域への移動自粛

- (ア) 各課は、関係する住民、事業者に対し、基本的な感染予防策等の励行を呼びかけるとともに、国内外の発生地域への旅行や出張の自粛を促す。
- (イ) また、発生地域との間の人の行き来を伴う本市（町村）主催の交流事業や観光客誘致事業等は、原則として中止又は延期する。本市（町村）以外が主催するものについても、同様の対応を要請する。

イ イベント等の開催自粛

各課は、参集範囲が限定されており発生地域からの参加・集客が見込まれないものを除き、本市（町村）主催のイベントや集会等の開催は、原則として中止又は延期する。また、本市（町村）以外が主催するものについても、同様の対応を要請する。

ウ 宿泊施設の対応

商工観光課は、県と連携し、市（町村）観光協会などを通じて旅館、ホテル等の宿泊施設に対し、宿泊客や従業員の新型インフルエンザ感染が疑われる場合の対応（総合発熱相談センターに相談した上で医療機関を受診するよう指導・手配すること、当該施設の施設設備の消毒を行うこと等）の手順や体制を確認しておくよう要請する。

また、発生地域からの宿泊客について健康状態の把握に努めるとともに、発生地域からの観光客誘致活動を自粛するよう併せて要請する。

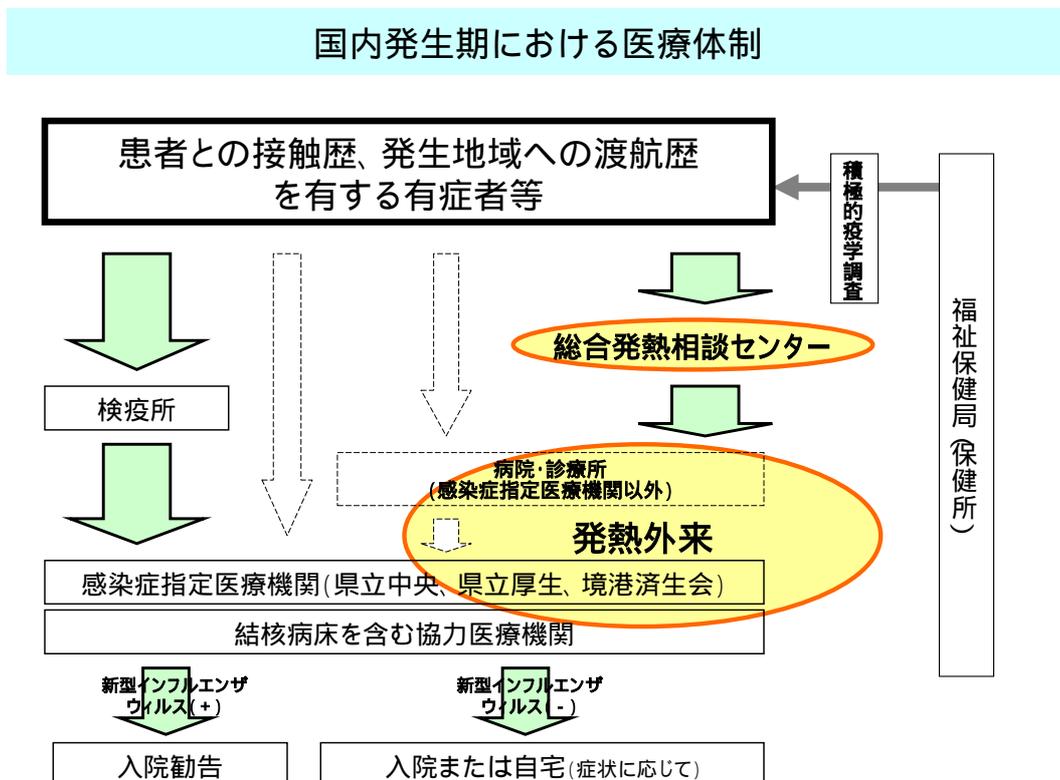
4 医療の提供

(1) 方針

圏内発生に備え、県及び近隣市町村と連携して、感染者に対する医療体制を強化する。

(2) 医療体制の整備

この段階では、次のような体制で、新型インフルエンザに係る医療が提供される。



(3) ワクチン接種体制の確保

健康福祉課は、プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチンの接種が可能になった場合には、かねて策定されていた接種実施計画に基づいて接種が実施できるよう、必要な協力を行う。

## 5 情報提供

## (1) 方針

国内の発生状況等に関する正確な情報を迅速に提供して、住民の不安解消、注意喚起を図るとともに、事業者に対し、感染防止及び事業継続に留意するよう呼びかける。

## (2) 個別的な情報提供

各課は、県と連携し、次のような情報についても、関係先に対して個別に提供する。

担当部局	提供先	提供する情報
各課	関係する住民 ・事業者及び機 関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内での新型インフルエンザの発生状況</li> <li>・新型インフルエンザの具体的症状、特性等</li> <li>・新型インフルエンザに関する予防と対策の基礎知識</li> <li>・職場や家庭における注意事項( )の5の(5)を参照)</li> <li>・イベントの開催中止等の状況</li> <li>・総合発熱相談センターを始めとする相談窓口の連絡先等</li> <li>・事業継続対策(事業継続計画・対応マニュアルの作成等)</li> </ul>
商工観光課	交通事業者	・発生地域との間の公共交通機関の運行状況
	公共交通機関 の利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生地域への旅行等の自粛要請</li> <li>・発生地域からの帰着時の対応</li> </ul>
	旅行者	・発生地域との間の公共交通機関の運行状況
市(町村)民課	消費者	・食品との関連についての正確な情報
商工観光課	市(町村)内の 商工業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応</li> <li>・発生地域での企業活動における注意事項</li> </ul>
農林課	消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産物の出荷情報</li> <li>・食品との関連についての正確な情報(関係機関・団体の連絡網や広報誌等も活用して周知)</li> </ul>

## (3) 広報

各課は、一般住民に向けて次の事項を広報する。

項目	内容
一般的・基本的な情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザに関する基礎知識</li> <li>・行政の対策</li> </ul>
生活関連情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品の需給動向等</li> <li>・公共交通機関の運行状況</li> <li>・イベントの開催(中止)の状況</li> </ul>
住民・事業者への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生地域への旅行・出張、広域的なイベント開催等の自粛</li> <li>・職場や家庭における注意事項</li> <li>・感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応</li> <li>・インフルエンザ様症状があっても、軽症のときは救急出動要請を控えるべきこと。</li> </ul>
国内での発生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザの発生場所(都道府県名、市町村名)及び発生時期</li> <li>・発生した患者の居住市町村名、性別、年齢、職業等</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・発生した患者や濃厚接触者への行政の対応（患者の入院措置、濃厚接触者への予防投与、健康監視、外出自粛要請等）</li><li>・発症前後の活動地域、移動経路その他疫学調査から判った安心情報（不特定多数の者との接触機会の有無、接触時の状況等）</li><li>・濃厚接触者の健康状況</li></ul>
--	--

(4) 相談窓口

総務課及び健康福祉課は、相談窓口において、新型インフルエンザに関する住民からの相談全般に対応する。この際には、各課が作成したQ & A集により回答できるものにはその場で回答し、回答が困難なものについては、県が設置した「総合発熱相談センター」等を紹介する。多くの相談が寄せられて対応が困難になりかねないときは、窓口要員を増強する。

6 社会・経済機能の維持

(1) 方針

事業者に対し、基本的な社会機能に関わる者を重点として、本格的な対応準備や職場における感染防止措置の実施を促すとともに、食料など住民生活に不可欠な物資やサービスの供給確保対策も推進する。

(2) 事業者の対応

各課は、県と連携して関係する事業者に対し、状況に応じて職場における感染防止措置を実施するよう促すとともに、事業継続計画の実行準備をしておくよう働きかける。特に、ライフライン関係その他社会機能の維持に関わる事業者(( )の6の(1)参照)に対しては、情報収集や従業員啓発等に努めるとともに、事業の継続のための準備を十分に行うよう要請する。

(3) 市(町村)業務の維持

ア 事業継続計画

総務課及び各課は、事業継続計画の内容を改めて確認し、その実行に必要な準備をしておく。

イ 職員の管理

総務課、健康福祉課は、次のとおり職員の健康管理及び業務管理を強化し、職員が新型インフルエンザに罹患し、感染が拡大するのを防止する。

<ul style="list-style-type: none"><li>・職員向けの健康相談窓口を開設して、その健康状態を確認し、新型インフルエンザの感染が疑われる場合は、出勤を控えさせて総合発熱相談センターへの相談及び医療機関の受診を指導</li><li>・発生地域への出張・旅行歴のある職員、発生地域に勤務する職員等については、個別に健康状態を把握</li><li>・発生地域への職員の出張は、原則として中止又は延期し、発生地域への旅行等も自粛するよう指導</li><li>・参集範囲が限定されており発生地域からの参加・集客が見込まれないものを除き、イベント、講習会、会議など多数の人が集まる行事への参加・出席及び開催は、原則として中止又は延期(対</li></ul>
--

面の会議を中止等する場合には、それに代えて、電話、Fax、メール、Web会議等の利用も検討)  
・状況に応じ、感染の恐れが大きい業務に従事する職員にマスクを配布・装着

ウ 庁舎の管理等

総務課及び各施設の管理者は、庁舎及び施設設備の消毒に努めて衛生管理を徹底するとともに、状況に応じ、来庁者や利用者及び職員用として所定の場所に消毒剤、ハンドソープ等を設置する。また、マスク、消毒剤、ハンドソープ等の備蓄を補充・確認する。

エ 市(町村)のライフライン事業

環境課は、上水道、下水道、一般廃棄物の処理、遺体の埋火葬の業務について、状況に応じて職場における感染予防措置を実施するとともに、情報収集や従業者啓発等に努め、事業継続のための準備を十分に行う。特に、埋火葬に関しては、広域応援等についても検討しておく。

(4) 住民生活の維持

ア 生活必需品の確保

農林課は、県と連携して農協、漁協等の関係団体に対し、新型インフルエンザが圏内で発生した場合の対応に係る準備状況を、改めて確認するよう要請する。

イ 生活支援の準備

健康福祉課は、新型インフルエンザが圏内で発生した場合における生活支援措置の実施準備を引き続き進める。

未発生期	海外発生期	国内発生期	圏内発生期	大規模流行期	小康期
------	-------	-------	-------	--------	-----

## ( ) 圏内発生期

( 圏内で新型インフルエンザが発生した状態 )

### 1 対策の実施体制

#### ( 1 ) 方針

国内発生期における対策を充実強化し、早期対応により、市(町村)内における新型インフルエンザの感染被害を最小限に抑える態勢をとる。

#### ( 2 ) 体制

各課は、基本的には、海外発生期以来の体制(( )の1の(2)を参照)を維持し、所定の対策や準備を推進していく。

#### ( 3 ) 次期体制への移行

対策本部長は、圏内における新型インフルエンザの発生状況等から見て必要があると認めるときは、本市(町村)の対応を「大規模流行期」の段階へ移行することができる。

### 2 情報収集

#### ( 1 ) 方針

圏内における新型インフルエンザの発生状況に関する情報や、その社会的・経済的な影響に関する情報を速やかに収集し、迅速かつ効果的な対策展開による住民生活の安定確保に資する。

#### ( 2 ) 情報の収集

各課は、輻輳による通信の途絶等にも留意して多重化された情報伝達ルートを利用し、次のような情報を入手する。

区分	担当部局	収集する情報
新型インフルエンザの情報	各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内及び県内での新型インフルエンザの発生状況</li> <li>県・他市町村の対応方針、対応状況</li> <li>各省庁、他の発生県等の対応方針、対応状況</li> <li>県内外の経済社会への影響状況</li> </ul>
	健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザの特性等に関する情報</li> </ul>
交通機関の状況	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内外の公共交通機関の運行状況</li> <li>従業員の罹患状況</li> </ul>
観光客の状況	商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県への観光客の入り込み状況</li> <li>全国的な旅行業者の動向</li> </ul>
福祉・医療への影響	健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設における発生状況と臨時休業の状況(「社会福祉施設等における感染症発生時における報告について(平成17年2月厚生労働省健康局長他通知)」を参照)</li> </ul>

		・医療機関の状況
ライフラインへの影響	総務課 環境課	・電気、ガス、上下水道、通信の状況
生活必需品の需給等に関する情報	市(町村)民課	・食の安全、生活必需品の物価動向等に関する情報 ・災害時等の物資提供に関する協定を締結している量販店等の店舗の状況
	農林課	・農林水産物の生産、出荷、流通等の状況
教育への影響	教育委員会	・学校における発生、臨時休業の状況
経済への影響	商工観光課	・事業者の対応状況(臨時休業、イベント中止等) ・企業活動への影響状況

### 3 感染予防・まん延防止

#### (1) 方針

感染が疑われる者への疫学調査や健康観察に引き続き協力しつつ、状況に応じて学校や福祉施設、集客施設の臨時休業、イベントの開催中止等を行い、市(町村)内における感染拡大を防止する。

#### (2) 感染が疑われる者への対応

圏内で新型インフルエンザの患者が発生すると、その濃厚接触者が何人か発生するし、その他にも様々なルートで多くの疑似症患者等が発生するようになる。感染拡大を防止するためには、患者のほか、これら感染が疑われる者への対応が重要になるので、県が行う疫学調査や健康観察等には、引き続き健康福祉課が窓口になって積極的に協力する。

#### (3) 学校に係る対応

##### ア 臨時休業

市(町村)立学校においては、次のような対応を行うものとする。

(ア) その学校の児童生徒等(他人に感染させるおそれのある時期に登校していなかった者を除く。)が新型インフルエンザに感染したことを確認した場合には、直ちに学校医や 総合事務所福祉保健局(以下「学校医等」という。)と相談の上で、自主的に臨時休業すること。その際の休業期間は、ひとまず7日間程度とし、その間に当該学校の児童生徒等から新型インフルエンザ患者(疑似症患者を含む。以下同じ。)が新たに発生しなければ、学校医等と相談の上で休業を解除し、新たな発生があれば休業を延長すること。

(イ) さらに、感染拡大を防止するため必要があると認められた場合(患者の感染経路が確認できない場合、その発症前後の活動地域が広範に及ぶ場合、濃厚接触者が多数にわたる場合など)には、発症前後における新型インフルエンザ患者及びその濃厚接触者の活動地域や、児童生徒等の通学区域内に所在する全ての学校が一斉休業を求められるので、その場合には、患者が未発生の学校も、求められた期間中は臨時休業すること。

(ウ) 臨時休業する場合には、その間における児童・生徒の家庭学習を支援・促進するため、必要な措置を講ずること。

##### イ 教育委員会における対応

(ア)教育委員会は、県教育委員会、総務課、健康福祉課等を通じて発生した患者の家族、学校等や発症前後の行動に関する情報を収集し、各学校がとるべき対応等について県教育委員会と協議する。

(イ)また、市(町村)立学校、教育機関、県教育委員会等との連絡を密にし、市(町村)立学校等の児童生徒等について、有症者及び新型インフルエンザ患者の発生状況の報告を求める。

#### ウ 学校におけるその他の対応

その他、市(町村)立学校においては、次のような対応を行うものとする。

(ア)校内対策会議を常設して対処方針を協議し、それぞれの対応マニュアルに基づく感染防止措置を実施するとともに、対外的な交流行事等は中止又は延期し、必要があればアの(ア)及び(イ)の場合以外でも、学校医等と相談の上で自主的に臨時休業すること。

(イ)児童生徒等の健康状態把握に努め、有症者に対しては、登校を控えて直ちに総合発熱相談センターに相談し、その指示に従うよう指導すること。

(ウ)学校内で有症者が発生した場合には、その者を直ちに個室に隔離した上で、総合事務所福祉保健局に連絡して適切な医療機関への搬送を手配すること。その後、関係する施設設備の消毒を速やかに実施すること。

(エ)児童・生徒及びその保護者に対し、ファクシミリ、電子メール、ホームページ等を利用して、次のような情報を正確に伝えること。

国内、圏内での発生状況、 新型インフルエンザの症状、特性等、 職場や家庭における注意事項( )の5の(5)を参照)

#### (4) 福祉施設に係る対応

##### ア 臨時休業

市(町村)立の通所施設は、次のような対応を行うものとする。

(ア)当該施設の利用者等(他人に感染させるおそれのある時期に通所していなかった者を除く。)が新型インフルエンザに感染したことを確認した場合には、直ちにかかりつけの医療機関や 総合事務所福祉保健局(以下「かかりつけ医等」という。)と相談の上で、自主的に臨時休業すること。その際の休業期間は、ひとまず7日間程度とし、その間に当該施設の利用者等から新型インフルエンザ患者が新たに発生しなければ、かかりつけ医等と相談の上で休業を解除し、新たな発生があれば休業を延長すること。

(イ)さらに、感染拡大を防止するため必要があると認められた場合には、発症前後における新型インフルエンザ患者及びその濃厚接触者の活動地域や、利用者等の通所区域内に所在する全ての同種施設が一斉休業を求められるので、その場合には、患者が未発生の施設も、求められた期間中は臨時休業すること。

(ウ)当該施設が臨時休業している間、自宅で保育、介護等を受けることが困難な利用者(保護者が新型インフルエンザの診療やライフラインの維持に不可欠な業務に従事している者、介護できる家族等がない者 等)については、特例的に当該施設での受入れを継続するか、他の施設に一時的に受け入れてもらうようにすること。

##### イ 指導体制の強化

(ア)健康福祉課は、発生した患者の家族、保育・介護の状況、発症前後の行動等に関する情報を収集し、市(町村)立の福祉施設がとるべき対応等を検討する。

(イ) 健康福祉課は、市(町村)立の福祉施設の管理者との連絡を密にし、その利用者等について、有症者及び新型インフルエンザ患者の発生状況の報告を求める。

ウ 施設におけるその他の対応

市(町村)立の福祉施設においては、次のような対応を行うものとする。

(ア) 施設内対策会議を常設して対処方針を協議し、それぞれの対応マニュアルに基づき状況によっては次のような感染防止措置も実施すること。

有症者(出入業者や面会者のほか、場合によっては通所施設の利用者も含む。)の施設内への立入を制限すること。

入所施設内で有症者が発生した場合には、これを直ちに個室に隔離した上で 総合事務所福祉保健局に連絡し、受診する医療機関について指示を受けること。その後、接触者の健康調査や関係する施設設備の消毒を速やかに実施すること。

(イ) 入所施設や在宅サービス施設は、上記、 のような措置を徹底すること等により事業を継続し、休業等は極力回避すること。通所施設は、必要があればアの(ア)及び(イ)の場合以外でも、かかりつけ医等と相談の上で自主的に臨時休業すること。

(ウ) 入所施設や在宅サービス施設で事業継続が困難になったときは、その利用者が本市(町村)による支援、又は他の同種施設の入所やサービスに円滑に移行できるよう、十分な調整を行うこと。

(エ) 利用者等の健康状態把握に努め、有症者に対しては、通所・出勤を控えて直ちに総合発熱相談センターに相談し、その指示に従うよう指導すること。

(オ) 利用者及びその保護者に対し、FAX、電子メール、ホームページ等を利用して、次のような情報を正確に伝えること。

国内、圏内での発生状況、 新型インフルエンザの症状、特性等、 職場や家庭における注意事項
--

(5) 集客施設に係る対応

ア 臨時休業

市(町村)営の集客施設においては、次のような対応を行うものとする。各課は、所管業務と関係する市(町村)営ではない集客施設に対しても、同様の対応を要請する。

(ア) 市(町村)内で患者が相次いで発生するような段階になると、当該患者の疫学調査により、その者が特定の集客施設を利用し、そこで他の利用者や施設の職員と濃厚接触したことが確認される事態も生じてくる。そうした場合には、直ちに産業医や総合事務所福祉保健局(以下「産業医等」という。)と相談の上で、自主的に臨時休業すること。

その際の休業期間は、ひとまず7日間程度とし、その間に当該施設の利用者等と濃厚接触した新型インフルエンザ患者が新たに発生しなければ、産業医等と相談の上で休業を解除し、新たな発生があれば休業を延長すること。

(イ) さらに学校等の場合と同様に、感染拡大を防止するため必要があると認められた場合には、発症前後における新型インフルエンザ患者及び濃厚接触者の活動地域等を勘案して設定する一定の区域内に所在する全ての同種施設が一斉休業を求められるので、その場合には、患者が利用していない施設も、求められた期間中は臨時休業すること。

(ウ) 臨時休業すると社会的・経済的に深刻な影響が生じる場合には、運営方法について感染拡大防止のための工夫(施設設備の徹底的な消毒、休業に至る事実関係とそれを

踏まえた感染予防策の利用者への周知、職員に対する感染予防研修、出入口等への消毒剤設置など)を最大限に行うこと。そのようにした上であれば、営業等を続けるのもやむを得ない。

イ その他の対応

その他、市(町村)営の集客施設においては、状況に応じて感染防止措置を強化するとともに、利用者等に基本的な感染予防策を周知徹底する。各課は、所管業務と関係する市(町村)営ではない集客施設に対しても、同様の対応を要請する。

(6) その他の社会的対応

ア イベント等の開催自粛

各課は、本市(町村)主催のイベントや集会等の開催を原則として中止又は延期するとともに、本市(町村)以外が主催するものについても、同様の対応を要請する。ただし、中止等すると社会的・経済的に深刻な影響が生じるイベント等に関しては、運営方法について感染拡大防止のための工夫(参加者への感染予防策の周知徹底、運営スタッフに対する感染予防研修、会場への消毒剤設置などの感染防止措置、観客等との離隔距離確保、参加規模の縮小など)を最大限に行うこととする。そのようにした上であれば、開催もやむを得ない。

イ 宿泊施設の対応

商工観光課は、県と連携し、市(町村)観光協会などを通じて旅館、ホテル等の宿泊施設に対し、宿泊客や従業員の感染が疑われる場合には、それらの者が総合発熱相談センターに連絡した上で医療機関を受診するよう指導・手配すること、及び当該施設設備のうち感染源となるおそれがあるものの消毒を行うことを要請する。

また、宿泊客の健康状態の把握に努めるとともに、観光客誘致活動を自粛するよう併せて要請する。

## 4 医療の提供

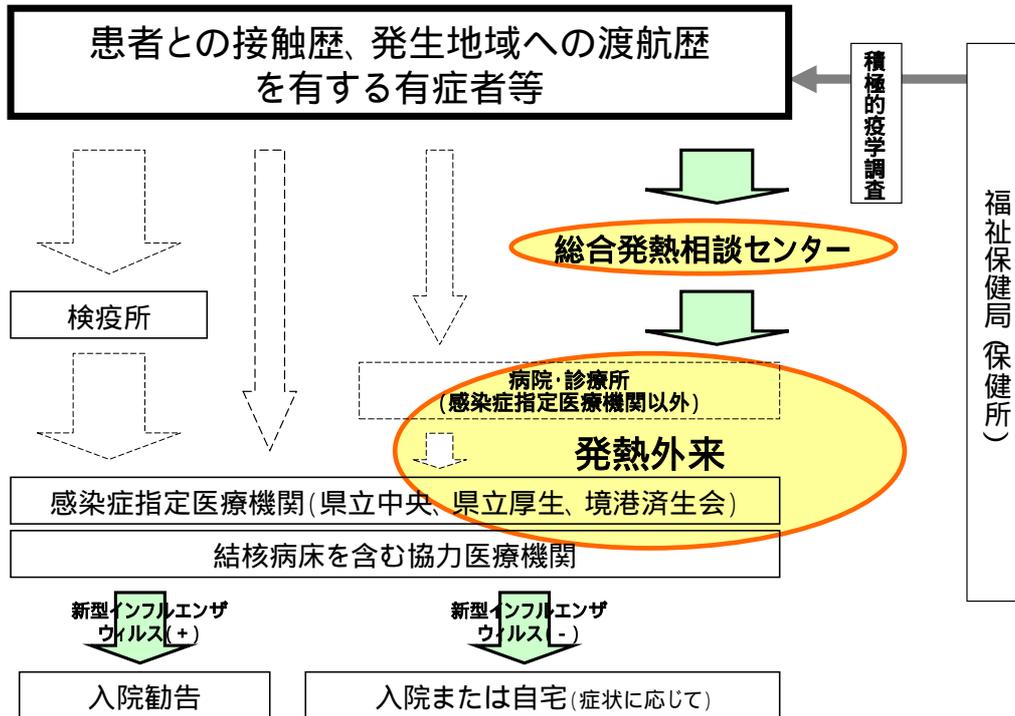
(1) 方針

圏内における新型インフルエンザの発生に対し、県及び近隣市町村と連携して、これまで整備されてきた体制を本格的に稼働させる。

(2) 医療体制の稼働

この段階では、次のような体制で、新型インフルエンザに係る医療が提供される

圏内発生期における医療体制



健康福祉課は、県や医師会、医療機関等と連携して、患者が増加して既存の医療施設では対応できなくなった場合に、臨時医療所を設置する準備を進める。

(3) ワクチン接種体制の確保

健康福祉課は、プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチンの接種が可能になった場合には、かねて策定されていた接種実施計画に基づいて接種が実施できるよう、必要な協力を行う。

5 情報提供

(1) 方針

新型インフルエンザの圏内発生の状況をリアルタイムで情報提供して、住民に注意を促すとともに、社会・経済への影響が大きい学校や集客施設の臨時休業、イベントの開催中止等に関する情報も積極的に提供して、そうした対応に対する住民の理解と協力を確保する。

(2) 個別的な情報提供

各課は、県と連携して、次のような情報についても、関係先に対して個別に提供する。

担当部局	提供先	提供する情報
各課	関係する住民・事業者及び機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内外における新型インフルエンザの発生状況</li> <li>新型インフルエンザの具体的症状、特性等</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザに関する予防と対策の基礎知識</li> <li>・ 職場や家庭における注意事項 ( ( ) の 5 の ( 5 ) を参照)</li> <li>・ 学校や福祉施設、集客施設の臨時休業、イベントの開催中止等の状況</li> <li>・ 総合発熱相談センターを始めとする相談窓口の連絡先等</li> </ul>
商工観光課	交通事業者	・ 県内外の公共交通機関の運行状況
	旅行者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内外の公共交通機関の運行状況</li> <li>・ 観光誘客活動の自粛状況</li> </ul>
健康福祉課	社会福祉協議会	・ 新型インフルエンザで被害を受けた低所得者、障がい者又は高齢者の世帯が利用できる生活福祉資金(療養・介護等資金)の貸付制度に関する情報
商工観光課	市(町村)内の商工業者	・ 感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応
農林課 市町村民課	消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産物の出荷情報</li> <li>・ 食品との関連についての正確な情報</li> </ul>

## ( 3 ) 広報

各課は、一般住民に向けて次の事項を広報する。

項目	内容
一般的・基本的な情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザに関する基礎知識</li> <li>・ 全国的な発生動向、対応状況等</li> </ul>
生活関連情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活必需品の需給動向等</li> <li>・ 公共交通機関の運行状況</li> <li>・ 学校や福祉施設、集客施設の臨時休業、イベントの開催中止等の状況</li> <li>・ 医療機関等の状況(発熱外来の設置状況等)</li> </ul>
住民・事業者への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内外の発生地域への旅行・出張等の自粛、イベント等の開催自粛</li> <li>・ 職場や家庭における注意事項</li> <li>・ 集客施設の営業自粛、その他感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応</li> <li>・ インフルエンザ様症状があっても、軽症のときは救急出動要請を自粛</li> <li>・ 新型インフルエンザによる被害への支援制度</li> </ul>
圏内での発生状況	・ 県の公表事項に準じた情報(それ以上の情報を公表する場合は、住民が感染防止を図る上で必要な情報は提供しつつ、患者等のプライバシーや事業上の利益を不当に侵害しないよう、慎重な配慮が必要)

## ( 4 ) 相談窓口

新型インフルエンザに対する危機感から、窓口相談は一層増加すると思われることから、総務課及び健康福祉課は、状況に応じて窓口要員を増強するなど、新型インフルエンザに関する相談窓口の機能強化を図る。

## 6 社会・経済機能の維持

## ( 1 ) 方針

圏内でも新型インフルエンザが発生したことを受けて、ライフライン関係の事業者や生活必需品関係の事業者などに対し、感染防止措置を一層強化するほか、状況によっては事業継続や供給確保に係る措置も実行に移すよう働きかけるとともに、本市(町村)自体も、同様の対応を実施する。

## (2) 事業者の対応

各課は、県と連携して関係する事業者に対し、それぞれの業態に応じた感染防止措置を実施するとともに、事業所等で感染者が発生した場合には一時的に取引や事業を停止することや、維持すべき業務を継続するために必要な取組を実行に移すことを要請する。

特に、ライフライン関係その他の基本的な社会機能に関わる事業者( )の6の(1)を参照)に対しては、次のような対応を要請する。

事業継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な情報収集と危機管理の体制を起動すること。</li> <li>・引き続き、新型インフルエンザのまん延時にも維持すべき業務に係る要員や資材の確保に努めること。</li> <li>・行政からの勧告、通知等に留意しつつ、策定していた事業継続計画に基づき、必要に応じて担当業務の交代や補助要員の活用などを実施すること。</li> <li>・維持すべき業務に係る部署等においては、職場における感染防止措置(下記参照)を徹底して実施すること。</li> <li>・必要に応じ、感染拡大時の代替的意思決定システム、代替的な施設設備等を起動すること。</li> <li>・必要に応じ、維持すべき業務以外について、業務の縮小と従業員の自宅待機を実施すること。</li> <li>・故障等がよく発生する箇所については、メンテナンスを強化すること。</li> </ul>
事業所での感染拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場において、従来からの感染防止措置を強化し、次のような措置を可能な限り実施すること。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【感染防止措置の強化】</b></p> <p style="text-align: center;">定時検温等による従業員の健康状態把握、ラッシュが回避できる通勤方法への変更、交代制勤務や在宅勤務の導入、情報通信手段の活用による外出・集合機会の削減、対面会議や集合研修の中止・延期等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社員食堂や休憩所等は、従業員の集合を回避するため、状況によっては閉鎖すること。</li> <li>・国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請に協力すること。</li> <li>・従業員の発生地域への出張は、できる限り中止・延期すること。</li> </ul>
従業員の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員及びその家族に対し、近隣における発生状況など新型インフルエンザに関する情報を正確に伝え、職場や家庭における注意事項( )の5の(6)を参照)や健康状態の自己把握を徹底すること。</li> <li>・従業員に対し、インフルエンザ様症状があれば出勤しないよう指導し、必要があれば、産業医等の意見を聞いた上で自宅待機とすること。</li> </ul>

## (3) 市(町村)業務の維持

### ア 事業継続計画

各課は、新型インフルエンザ対策に係る業務量の増大や罹患等により出勤できない職

員の増加等に応じて、当該各課の事業継続計画に基づき、実施すべき業務を絞り込んで必要な人員を確保しつつ、必要な業務を継続・実施する。

総務課は、状況に応じて他の課からの職員派遣や臨時的な人員配置の見直しを行うとともに、市役所(町村役場)全体で人員不足が生じる場合は、県に職員派遣を要請する。

## イ 職員の管理

### (ア) 業務管理

#### a 勤務形態の変更

総務課は、分散勤務(テレビ会議システム等も利用)、在宅勤務(集合抑止のため)、時差出勤(通勤時の感染防止等のため)、計画休暇(業務の縮小を伴う)等の措置が感染拡大防止のため必要かつ効果的と認められる課について、当該措置を実施するよう指導する。

#### b 勤務中の感染拡大防止策

各課は、職員が勤務中に新型インフルエンザに感染しないよう、次のような措置を講じる。

- ・ 緊急を要するものを除いて対面による会議は中止又は延期し、原則として電話、FAX、メール、Web会議システム等を用いて情報を交換
- ・ 講習会、各種会議等多数の人の集合する行事への参加、出席を抑制
- ・ 県内外からの視察、研修等の受入れを中止
- ・ 出張など外出を伴う業務や不特定多数と接触する業務は縮小・抑制

#### c 勤務外を含めた感染拡大防止策

各課は、所属職員に対し、勤務外におけるものも含む新型インフルエンザへの感染を防止するため、その発生情報を周知した上で、次のような対応を徹底するものとする。

- ・ 基本的な感染予防策(( )の5の(5)を参照)の徹底
- ・ 旅行の自粛
- ・ 公共交通機関による通勤を控え、自転車、自家用車等を利用
- ・ 大規模集会や興行施設など不特定多数の集まる場所への不要不急の外出の自粛

### (イ) 健康管理

各課は、所属職員に対し、新型インフルエンザの感染者を早期に把握し、感染拡大を防止するため、次のような対応を徹底するものとする。

- ・ 出勤前の検温
- ・ 感染の疑いのある職員(その家族も含む。)に対しては、総合発熱相談センターへの相談及びその指示に従った医療機関(発熱外来)の受診、インフルエンザ様症状が出た場合の報告(報告事項:感染者の氏名、発症日、療養期間等)
- ・ 罹患した職員に対しては、出勤停止の命令(原則として通常の病気休暇若しくは病気休職又は特別休暇(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による「就業の制限」に該当)で対応)

## ウ 庁舎の管理

総務課及び各施設の管理者は、次のような措置を講じるものとする。

### (ア) マスク及びハンドソープの設置(総務課は庁舎管理に係る部分、その他は各課で設置)

(イ) 庁舎の衛生管理の徹底(消毒剤の散布など)

(ウ) 庁舎内の不特定多数の者が集まる場所(食堂、住民コーナー等)の閉鎖(状況に応じて)

#### エ 市(町村)のライフライン事業

環境課は、上水道、下水道、一般廃棄物の処理、遺体の埋火葬の業務について、職場における感染予防措置を実施するとともに、状況に応じて事業継続計画に基づく取組みを実行する。

併せて、一般廃棄物に関しては、収集回数等の維持が困難になる事態に備え、住民や事業者に対し、ゴミの減量と排出抑制について協力を要請する。

また、新型インフルエンザによる死亡者の遺体は、状況によっては、墓地、埋葬等に関する法律第3条の特例により速やかに火葬するものとし、そのためにも、火葬場の稼働時間を延長するとともに、近隣の市町村等に対して広域受入れを要請する。火葬場の処理能力を超える遺体については、保管施設等を確保して一時保管する。

### (4) 住民生活の維持

#### ア 生活必需品の確保

新型インフルエンザが発生した影響で食料や日用品の流通が滞ったり、特定の食品に風評被害が発生したりするようであれば、市(町村)民課、農林課及び商工観光課は、消費者に冷静な対応を呼びかけるとともに、関係団体・事業者に対して、消費者への正確な情報提供、売り惜しみや便乗値上げの防止、在庫供出や早期出荷等を要請する。

また、災害時等の物資提供に関する協定を締結している事業者に対し、不足している物資の提供など必要な対応を要請する。

農林課は、県と連携して農協、漁協等の関係団体に対し、予め準備していた新型インフルエンザが発生した場合の対応(( )の6の(4)のアを参照)を、状況に応じて実行するよう要請する。

#### イ 生活支援の実施

福祉保健課は、在宅サービスが不可欠な高齢者や障がい者への医療・福祉サービス等の提供に影響が出る場合や、新型インフルエンザへの罹患で日常の買い物に困難になる世帯が発生する場合等には、県と連携して、それらへの生活支援(見回り、介護、訪問医療、食事や日用品の提供等)を実施する。

発生未確認期	海外発生期	国内発生期	県内発生期	大規模流行期	小康期
--------	-------	-------	-------	--------	-----

## ( ) 大規模流行期

### (まん延期/回復期)

まん延期：圏内において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態 回復期：圏内において、患者の発生がピークを越えたと判断できる状態
--

#### 1 対策の実施体制

##### (1) 方針

新型インフルエンザがまん延すると、職員の中にも感染者が発生し、通常体制による業務執行が困難になってくる。そのような状況に対処するため、住民の健康と安全を守り基本的な社会・経済機能を維持するのに必要な業務に絞って、組織体制の再編を行う。そして、効果的な新型インフルエンザ対策を集中的に推進し、その被害や影響を最小限に食い止めることができる体制を構築する。(まん延期)

そうした体制は、患者の発生がピークを越えた後、順次緩和・復旧していく。(回復期)

##### (2) 各課の体制

新型インフルエンザの実施体制として、海外発生期以来の対策本部の体制(( )の1の(2)を参照)は基本的に維持するが、各課においては、新型インフルエンザ対策に関わる業務、その他まん延期においても維持・継続すべき業務に職員を優先配置し、それら以外の業務について休止又は延期するなど、課内の業務執行体制の再編を進める。

総務課は、各課のそうした対応を全庁的・総合的に調整・整理し、必要に応じて各課間の職員配置の見直しを行う。

また、市(町村)や県、民間事業者等では対応が困難な迅速・大量の物資輸送等を行う必要がある場合、県を通じて自衛隊に応援要請する。

##### (3) 次期体制への移行

対策本部長は、圏内における新型インフルエンザ患者の発生がピークを越えたと認めるときは、市(町村)の対応を「まん延期」から「回復期」へと切り替え、発生が更に減少して低水準で推移するようになったときは、「小康期」の段階へと移行する。

#### 2 情報収集

##### (1) 方針

圏内の発生状況、社会・経済活動の状況、混乱や問題の発生状況等に関する情報をリアルタイムで収集し、住民や事業者、関係機関等に迅速・適切な対応を促す。

##### (2) 情報の収集

各課は、輻輳による通信の途絶等にも留意して多重化された情報伝達ルートを利用し、

次のような情報を入手する。また、所属職員の罹患状況のほか、関係機関・団体の職員の罹患状況や対応状況も確認し、随時、対策本部に報告する。

区分	担当部局	収集する情報
新型インフルエンザの情報	各課	・県内発生期に収集したのと同種の情報
交通機関の状況	総務課	・県内外の公共交通機関の運行状況
福祉・医療への影響	健康福祉課	・福祉施設における発生状況と臨時休業の状況 ・医療機関の状況
ライフラインへの影響	総務課 環境課	・電気、ガス、上下水道、通信の状況
生活必需品の需給等に関する情報	市(町村)民課	・食の安全、生活必需品の物価動向等に関する情報 ・災害時等の物資提供に関する協定を締結している量販店等の店舗の状況
	農林課	・農林水産物の生産、出荷、流通等の状況
教育への影響	教育委員会	・学校における発生状況 ・学校の臨時休業の状況
経済への影響	商工観光課	・事業者の対応状況(臨時休業、イベント中止等) ・企業活動への影響状況

### 3 感染予防・まん延防止

#### (1) 方針

集団感染や重症化の防止対策を重点的に推進するため、疫学調査や健康観察、学校等の臨時休業や一時閉鎖も、そのおそれのある場合に限って実施することとし、住民の健康被害や社会経済への影響を最小限に止める。(まん延期)

患者発生がピークを越えた後は、そうした措置を順次停止あるいは解除していく。(回復期)

#### (2) 感染が疑われる者への対応

新型インフルエンザがまん延すると、それに感染するリスクは、患者や濃厚接触者の周辺以外でも高くなり、それらについて疫学調査や健康観察を行っても、感染拡大防止効果は限られてくる。一方、集団的に発生した場合には、患者が急増して深刻な影響を生じるおそれがあるし、インフルエンザに罹ると重症化しがちな人(乳幼児や妊婦、特定の基礎疾患がある人など)については、やはり早期発見・早期治療が重要である。

従って、この段階では、疫学調査や健康観察等は、集団感染が疑われる場合や重症化のおそれがある場合に限って実施されるようになる。県が行うこうした疫学調査や健康観察等については、引き続き健康福祉課が窓口となり、必要に応じて協力していくものとする。

#### (3) 学校に係る対応

##### ア 臨時休業

まん延期以降は市(町村)立学校においても、個別発生への即応から集団感染の防止

へと対策の重点を移行させることとする。従って、単発的・散発的な患者発生に対応した臨時休業は行わなくてもよいが、学校は集団感染の場になりやすいことから、発生が集団的・連続的な場合には、慎重に対応する必要がある。

そのため、市(町村)立学校においては、次のような対応を行うものとする。

- (ア)その学校の児童生徒等(他人に感染させるおそれのある時期に登校していなかった者を除く。)から、1週間程度のうちに複数の新型インフルエンザ患者が発生した場合には、学校医等と相談の上で、ひとまず7日間、当該児童生徒等の属する学級を自主的に閉鎖すること。ただし、次の点に留意すること。

閉鎖すべき学級が複数にわたる場合等には、状況により、学年閉鎖や学校全体の閉鎖(臨時休業)も検討・実施すること。

客観的な状況から見て、学級外での集団活動(クラブ活動、地域活動等)で感染し、その前後に学級内の他の児童生徒等と濃厚接触していないと推測される場合等には、当該集団活動を当面自粛する(よう要請する)に止め、学級閉鎖等を行わないこととしてもよいこと。

罹患すると重症化するおそれのある人が何人もいるような学級等については、感染が1人しか確認されていない段階で学級閉鎖等を行ってもよいこと。

学級等の閉鎖を行った7日間に新型インフルエンザ患者が新たに発生しなければ、学校医等と相談の上で閉鎖を解除すること。新たな発生があれば閉鎖を延長すること。

- (イ)さらに、特定の地域に所在する学校で集団感染が頻発するような場合には、その地域内に所在する全ての学校が一斉休業するよう求められるので、その場合には、患者が未発生の学校や発生しても単発的・散発的なものに止まっている学校も、求められた期間中は臨時休業すること。
- (ウ)学級閉鎖や臨時休業を行う場合には、その間における児童・生徒の家庭学習を支援・促進するため、必要な措置を講ずること。

#### イ その他の措置

市(町村)立学校においては、次の点に留意しながら、これまで行ってきた発生状況報告や感染防止措置を継続・強化するものとする。

- (ア)学級閉鎖や臨時休業で自宅にいる児童・生徒やその保護者に対しても、必要な情報は、電話やファクシミリ、電子メール、ホームページ等で迅速・的確に伝達すること。
- (イ)この段階になると、新型インフルエンザの診察体制が変わるので、それに応じて児童・生徒やその保護者及び教職員に対し、次のような対応を指導すること。

インフルエンザ様症状がある場合は、速やかに総合発熱相談センターやかかりつけの医療機関に相談の上、その指示に従って直接受診すること。

医療機関で新型インフルエンザ患者だと診断された場合は、軽症で自宅療養するときでも、学校に連絡すること。

#### (4)福祉施設に係る対応

##### ア 臨時休業

集団感染の防止対策等に重点を移すことに伴い、市(町村)立の通所施設においては、臨時休業(閉鎖)について、次のような対応を行うものとする。

- (ア)当該施設の利用者等(他人に感染させるおそれのある時期に施設にいなかった者を

除く。)から、1週間程度のうちに複数の新型インフルエンザ患者が発生した場合には、かかりつけ医等と相談した上で、ひとまず7日間、当該利用者等の利用に係る部分(それが区分・限定されない場合は、当該施設全体)を自主的に閉鎖すること。ただし、次の点に留意すること。

客観的な状況から見て、施設外での集団活動(地域活動等)で感染し、その前後に当該施設の他の利用者等と濃厚接触していないと推測される場合等には、当該活動を当面自粛するよう要請するに止め、施設の閉鎖は行わないこととしてもよいこと。罹患すると重症化するおそれのある人が何人もいるような施設については、感染が1人しか確認されていない段階で閉鎖してもよいこと。

施設を閉鎖した7日間に新型インフルエンザ患者が新たに発生しなければ、かかりつけ医等と相談の上で閉鎖を解除すること。新たな発生があれば閉鎖を延長すること。

- (イ)さらに、特定の地域に所在する同種施設で集団感染が頻発するような場合には、その地域内に所在する全ての同種施設が一斉休業するよう求められるので、その場合には、患者が未発生の施設や発生しても単発的・散発的なものに止まっている施設も、求められた期間中は臨時休業すること。
- (ウ)当該施設が臨時休業している間、自宅で保育、介護等を受けることが困難な利用者(保護者が新型インフルエンザの診療やライフラインの維持に不可欠な業務に従事している者、介護できる家族等がない者 等)については、特例的に当該施設での受入れを継続するか、他の施設に一時的に受け入れてもらうこと。

#### イ その他の措置

市(町村)立の福祉施設においては、施設の一時閉鎖や診察体制の変更に伴う留意事項を踏まえつつ、圏内発生期から行っている感染防止措置等を継続・強化するものとする。その際、罹患すると重症化するおそれのある者がよく利用する施設では、感染拡大を防止するための措置を一層徹底して行う。

### (5) 集客施設に係る対応

#### ア 臨時休業

市(町村)営の集客施設においては、臨時休業について、次のような対応を行うものとする。各課は、所管業務と関係する市(町村)営ではない集客施設に対しても、同様の対応を要請する。

- (ア)新型インフルエンザ患者の疫学調査により、その者が当該集客施設を利用し、そこで他の利用者や施設の職員と濃厚接触したことが確認された場合には、産業医等と相談した上で、感染拡大を防止するため自主的に臨時休業すること。その際の休業期間は、ひとまず7日間程度とし、その間に当該施設の利用者等と濃厚接触した新型インフルエンザ患者が新たに発生しなければ、産業医等と相談の上で休業を解除し、新たな発生があれば休業を延長すること。
- (イ)さらに学校等の場合と同様に、感染拡大を防止するため必要があると認められる場合には、発症前後における患者及び濃厚接触者の活動地域等を勘案して設定される一定の区域内に所在する全ての同種施設について一斉休業が求められるので、その場合には、患者が利用していない施設も、求められた期間中は臨時休業すること。
- (ウ)臨時休業すると社会的・経済的に深刻な影響が生じる場合には、運営方法について

感染拡大防止のための工夫( )の3の(5)のアの(ア)を参照)を最大限に行うこと。そのようにした上であれば、営業等を続けるのもやむを得ない。

イ その他の対応

その他、市(町村)営の集客施設においては、圏内発生期から行っている感染防止措置等を継続・強化するものとする。各課は、所管業務と関係する市(町村)営でない集客施設に対しても、同様の対応を要請する。

(6) その他の社会的対応

ア イベント等の開催自粛

各課は、本市(町村)主催のイベントや集会等の開催を原則として中止又は延期するとともに、本市(町村)以外が主催するものについても、同様の対応を要請する。ただし、中止等すると社会的・経済的に深刻な影響が生じるイベント等に関しては、運営方法について感染拡大防止のための工夫( )の3の(6)のアを参照)を最大限に行うこととする。そのようにした上であれば、開催もやむを得ない。

イ 宿泊施設の対応

商工観光課は、県と連携し、市(町村)観光協会などを通じて旅館、ホテル等に対し、引き続き次のように対応するよう要請するものとする。

(ア) 宿泊客や従業員の健康状態の把握に努め、有症者に対しては、事前に連絡した上で適切な感染防止措置が行われている医療機関を受診するよう指導・手配する。

(イ) 宿泊客や従業員の感染が確認されたときは、当該施設の施設設備のうち感染源となるおそれがあるものを消毒すること。

(ウ) 観光誘客活動は自粛すること。

## 4 医療の提供

(1) 方針

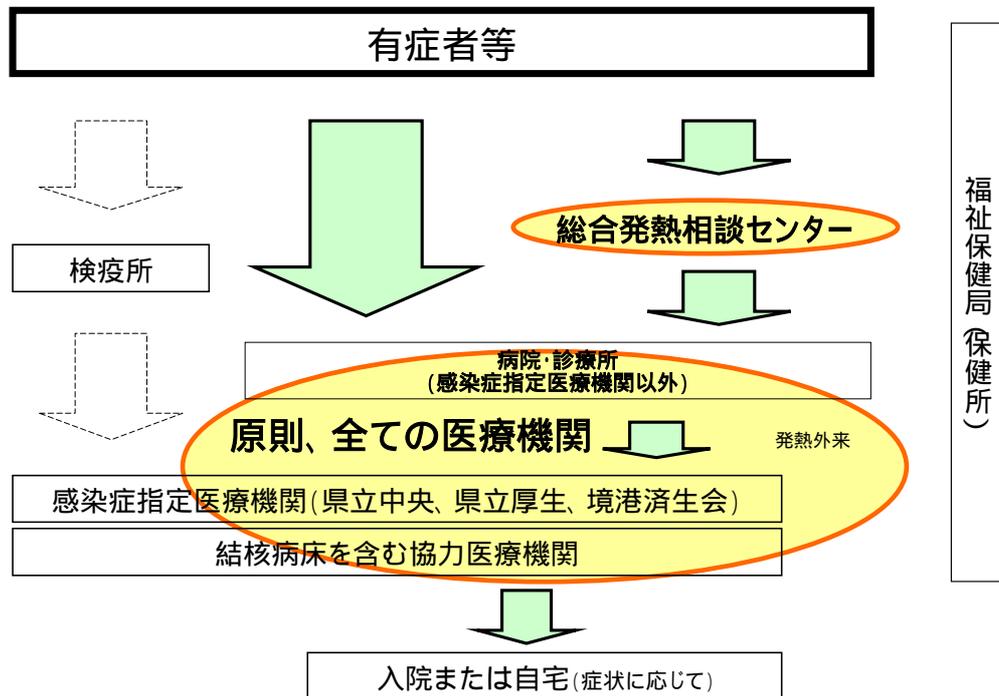
新型インフルエンザのまん延に伴う医療体制の変更に協力して、住民の健康被害を最小限に食い止め(まん延期)、まん延がピークを越えたら、その段階的縮小・緩和を推進する。

(回復期)

(2) 医療体制の変更

この段階では、従来の限定的な体制では対応が困難になると同時に、対策効果も上がらなくなるので、新型インフルエンザに係る医療体制は、次のように変更される。

## 大規模流行期における医療体制



健康福祉課は、県や医師会、医療機関等と連携し、新型インフルエンザの患者が増加して既存の医療施設では対応できなくなった場合に保健センター等に臨時医療所を設置することを検討する。また、自宅療養する社会的弱者に対して必要な支援を実施する。

### (3) ワクチン接種への協力

健康福祉課は、プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチンの接種が可能になった場合には、かねて策定されていた接種実施計画に基づいて接種が実施できるよう、必要な協力を行う。

## 5 情報提供

### (1) 方針

引き続き、圏内の発生状況や学校等の臨時休業、イベントの中止等に関する情報を迅速に伝達するとともに、対策の重点や医療体制の変更に関する情報を周知徹底して、住民や事業者に適切な対応を促す。

### (2) 個別的な情報提供

各課は、圏内発生期に提供していたような情報(( )の5の(2)を参照)については、この段階においても、引き続き県と連携し、関係先に対して個別に提供するものとする。

### (3) 広報

各課は、一般住民に向けて次の事項を広報する。

項目	内容
一般的・基本的な情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザに関する基礎知識</li> <li>・全国的な発生動向、対応状況等</li> </ul>
生活関連情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品の需給動向等</li> <li>・公共交通機関の運行状況</li> <li>・学校や福祉施設、集客施設の臨時休業(一時閉鎖)、イベントの開催中止等の状況</li> <li>・医療機関等の状況(新型インフルエンザの外来診療を行う医療機関等)</li> <li>・新型インフルエンザによる被害への支援制度</li> </ul>
住民・事業者への呼びかけ(協力依頼)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外の発生地域への旅行・出張等の自粛、イベント等の開催自粛</li> <li>・職場や家庭における注意事項( ( ) の5の(5)を参照)</li> <li>・自宅療養・家庭看護における注意事項</li> <li>・集客施設の営業自粛、その他感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応</li> <li>・インフルエンザ様症状があっても、軽症のときは救急出動要請を自粛</li> </ul>
圏内での発生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況の推移と終息の見通し</li> </ul>

## (4) 相談窓口

発生状況、感染対策、食の安全、食料の確保、事業経営等に関する相談の増加が予想される。このため総務課は、状況に応じて更に相談体制を強化する(窓口要員の増強等)。また関係課も、住民からの相談に応じる機能を強化する。

## 6 社会・経済機能の維持

## (1) 方針

社会・経済面の対策は、既に圏内発生期において、新型インフルエンザのまん延を見越したものになっている。従って、まん延期における対応は、圏内発生期における対策の継続・強化を図ることが中心になる。それによって、社会・経済機能への影響を最小限に止める。(まん延期) そうした対応は、患者の発生が収まってきたら、徐々に緩和していく。(回復期)

## (2) 事業者の対応

各課は、県と連携して関係する事業者に対し、感染防止措置の強化や事業継続措置の実行を促す。特に、ライフライン関係その他の基本的な社会機能に関わる事業者(( )の6の(1)を参照)に対しては、( )の6の(2)の表に掲げたような対応を引き続き要請する。

## (3) 市(町村)業務の維持

## ア 事業継続等

各課及び総務課は、事業の維持継続や職員の感染防止のため、状況に応じて圏内発生期から実施している取組(( )の6の(3)のイ及びウを参照)を継続・強化するとと

もに、必要に応じて新たな取組も実施して、感染拡大を防止し、社会経済への影響を最小限に止める。

イ 市(町村)のライフライン事業

環境課は、上水道、下水道、一般廃棄物の処理、遺体の埋火葬の業務について、引き続き、事業の維持継続や職員の感染防止のための取組を推進する。

特に一般廃棄物に関しては、住民や事業者にごみの減量化と排出抑制を要請しつつ、収集・運搬等の受託業者に対しては、迅速に対応して衛生上の問題を生じさせないように指示するとともに、ごみの取扱い時における感染を防止するため、従業者にマスクを装着させる等の措置を講じるよう指導する。

また感染性産業廃棄物について、県から一般廃棄物焼却施設での処理要請があった場合には、当該施設で円滑に処理できるよう調整を行うものとする。

さらに、新型インフルエンザが猛威を振るい、多くの方が亡くなるようになったら、墓地、埋葬等に関する法律第3条の特例により速やかに火葬することとし、そのためにも、火葬場の稼働時間を延長するとともに、近隣の市町村等に対して広域受入れを要請する。火葬場の処理能力を超える遺体については、保管施設等を確保して一時保管する。

発生する遺体の数が火葬能力を大きく上回り、一時保管も困難になる場合には、県と協議し、感染症法第30条第2項の特例許可に基づき、患者の遺体を十分消毒した上で墓地に埋葬する。この場合において、埋葬可能な墓地がないときは、公共用地等を臨時の公営墓地とする。

(4) 住民生活の維持

市(町村)民課、農林課及び商工観光課は、圏内発生期における生活必需品の確保対策(( )の6の(4)のアを参照)を継続・強化する。

健康福祉課は、在宅サービスが不可欠な高齢者や障がい者、罹患で日常の買い物が困難になる世帯等への支援についても、圏内発生期に準じて(( )の6の(4)のイを参照)必要な対応を行う。

発生未確認期	海外発生期	国内発生期	県内発生期	大規模流行期	小康期
--------	-------	-------	-------	--------	-----

## ( ) 小康期

(患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態)

### 1 対策の実施体制

#### (1) 方針

新型インフルエンザ患者の発生が減少し、回復した者が復帰してくる中、中止・延期していた業務を再開し、社会・経済機能の早急な回復を図るため、新型インフルエンザ対策の実施体制を縮小していく。

#### (2) 各課の体制

当面、海外発生期以来の対策本部体制( ( ) の1の(2)を参照)の骨格は維持するが、新型インフルエンザへの対応体制は必要最小限のものに縮小し、各課の体制を速やかに常態に復帰させ、休止・延期していた業務を再開して、萎縮した社会・経済活動の再活性化を促す。

#### (3) 体制の廃止

対策本部長は、国や県の動向(終息宣言等)や圏内の発生状況、社会経済の動向等を勘案し、総合的な対策を重点的に推進する必要がなくなったと判断したときは、対策本部を廃止する。

### 2 情報収集

#### (1) 方針

圏内の発生状況(まん延の終息状況)等に関する情報を引き続き収集する一方、臨時休業の解除や業務再開等に関する情報の収集にも努める。また、発生した新型インフルエンザの特性に関する情報、実施された対策の成果と限界、社会経済への影響といった評価情報も収集し、新たな流行に備えた対策の立案等に役立てる。

#### (2) 情報の収集

各課は、大規模流行期に収集していたような情報( ( ) の2の(2)を参照)を引き続き収集する。

### 3 感染予防・まん延防止

#### (1) 方針

大規模流行期に行っていた対策を停止・解除し、次の流行に備える。

#### (2) 感染が疑われる者への対応

この段階では、新型インフルエンザの患者についても、疫学調査等は原則として実施されない。

(3) 学校に係る対応

ア 臨時休業の解除

地域的な一斉休業の要請( )の3の(3)のアの(イ)を参照)を受けて行われている市(町村)立学校の臨時休業は、状況に応じて大規模流行期(回復期)中から、県教育委員会と協議した上で、順次解除していくものとする。

なお、自主的な学級閉鎖等( )の3の(3)のアの(ア)及び( )の3の(3)のウの(ア)を参照)の解除については、( )の3の(3)のアの 及び各学校の判断による。

イ その他の措置

臨時休業を解除する市(町村)立学校においては、学校再開後、次のように対応する。

(ア) 児童・生徒への学習支援を強化すること。

(イ) 学校内での健康観察や感染防止措置を当面は継続し、集団感染の再発を防ぐこと。

(ウ) 教職員の出勤状況(復帰状況)を県教育委員会に報告し、必要があれば臨時的な配置見直しを要望すること。

(エ) これまでの対応を総括・評価し、対応マニュアルの見直し等を行って次の流行に備えること。

(4) 福祉施設に係る対応

ア 臨時休業の解除

地域的な一斉休業の要請( )の3の(4)のアの(イ)を参照)を受けて行われている市(町村)立の通所施設の臨時休業は、状況に応じて大規模流行期(回復期)中から、 総合事務所福祉保健局と協議した上で、順次解除していくものとする。

なお、自主的な施設閉鎖( )の3の(4)のアの(ア)及び( )の3の(4)のウの(イ)を参照)の解除については、( )の3の(4)のアの(ア)の 及び各施設の判断による。

イ その他の措置

市(町村)立の福祉施設においては、状況によって感染防止措置等を暫く継続するとともに、これまでの対応を総括・評価し、対応マニュアルの見直し等を行って次の流行に備える。

(5) 集客施設に係る対応

ア 臨時休業の解除

地域的な一斉休業の要請( )の3の(5)のアの(イ)を参照)を受けて行われている市(町村)営の集客施設の臨時休業は、状況に応じて大規模流行期(回復期)中から、 総合事務所福祉保健局と協議した上で、順次解除していくものとする。各課は、所管業務と密接に関係する市(町村)営ではない集客施設に対しても、県と連携して同様の対応を要請する。

なお、自主的な臨時休業( )の3の(5)のアの(ア)を参照)の解除については、同(ア)の後段による。

イ その他の措置

(ア)市(町村)営の集客施設で行われている感染拡大防止のための運営方法の工夫( )の3の(5)のアの(ウ)を参照)について、県から当該工夫は最早必要ない旨の連

絡があったときは、順次これを停止していくものとする。同時に各課は、所管業務と関係する市(町村)営ではない集客施設に対し、県と連携して、当該工夫は最早必要ない旨を連絡する。

(イ)市(町村)営の集客施設においては、臨時休業を解除し、あるいは感染拡大防止のための運営方法の工夫を停止する場合でも、状況によっては必要な感染防止措置等は暫く継続するとともに、これまでの対応を総括・評価し、対応マニュアルの見直し等を行って次の流行に備える。各課は、所管業務と関係する市(町村)営ではない集客施設に対しても、県と連携して同様の対応を要請する。

#### (6) その他の社会的対応

各課は、圏内の発生状況等を勘案すれば旅行や出張、集会、外出等の自粛は最早必要ないと判断される状況になったときは、県と連携して、関係する住民・事業者に速やかにその旨を伝え、活動再開を促す。

また、中止又は延期していた市(町村)主催のイベントや集会等の開催を検討するとともに、市(町村)以外が主催するものについても、県と連携して同様の対応を要請する。

商工観光課は、宿泊施設等の感染予防策を確認し、必要に応じて、市(町村)内の観光地の安全宣言等を行い、宿泊施設等についても営業再開を促す。

### 4 医療の提供

#### (1) 方針

県や医療機関等が新型インフルエンザ発生以前の通常の医療体制に復帰し、次の流行に備えるのに協力する。

#### (2) 特別な対応の廃止

この段階になると、新型インフルエンザに関する県の相談体制も順次縮小され、医療機関でも、発熱外来その他の有症者を他の患者と接触させないための措置も廃止される。

#### (3) 次の流行への備え

健康福祉課は、これまでの医療対応を評価・分析し、対応マニュアルの見直し等を行って次の流行に備える。

### 5 情報提供

#### (1) 方針

まん延の終息状況や休業解除、事業再開等に関する情報を積極的に提供し、住民や事業者に活動再開を促すとともに、これまでの対応を総括・評価して、次の流行に備えた対策・準備の必要性を啓発する。

#### (2) 提供する情報

各課は、一般住民に向けて次の事項を広報する。

項目	内容
一般的・基本的な情報	・新型インフルエンザに関する基礎知識

	・全国的な発生動向、対応状況等
生活関連情報	・生活必需品の需給動向等 ・公共交通機関の運行状況 ・臨時休業の解除、イベントの開催、業務の再開等の状況 ・医療機関等の状況(発熱外来や総合発熱相談センターの廃止等) ・新型インフルエンザによる被害への支援制度
住民・事業者への呼びかけ(協力依頼)	・旅行・出張・外出・集会等の自粛解除 ・新たな流行に対する職場や家庭における備え( ( ) の 5 の ( 5 ) を参照)
観光客への呼びかけ	・まん延が終息し、活気を取り戻しつつある市(町村)内の観光地の状況
圏内での発生状況	・圏内のまん延の終息状況

## ( 3 ) 相談窓口

まん延状態の終息に伴い、住民からの相談は減少するので、新型インフルエンザに関する相談窓口の体制は縮小するが、第二波に対する不安感から、依然ある程度の相談は寄せられると予想されるので、当分の間、当該相談窓口自体は存置する。

## 6 社会・経済機能の維持

## ( 1 ) 方針

新型インフルエンザのまん延が終息する中で、中止・延期した事業を再開するとともに、社会・経済活動を以前のレベルに戻していく。併せて、次の流行に備えた準備を進める。

## ( 2 ) 事業者の常態復帰

各課は、県と連携して関係する事業者に対し、中止等していた業務を再開・復旧し、通常の事業体制に速やかに復帰するよう促す。また、これまでの対応や被害を評価・分析して事業継続計画等を見直し、次の流行時にも必要な事業は継続していけるよう、その準備を促す。

## ( 3 ) 市(町村)業務の常態復帰

各課は、重点配備していた部門から要員を引き揚げて縮小していた部門に再配置し、休止・延期していた業務を再開する。

また、これまでに実施した対策の評価と分析を行い、その結果に基づいて、対応マニュアル等について所要の見直しを行い、第二波の流行に備えて必要な対策を準備しておく。

総務課は、そうした対応が可能な組織体制を構築すべく総合的な調整を行い、必要に応じて職員配置の再見直しを行う。

## ( 4 ) その他

関係各課においては、生活必需品の確保や、在宅サービスが不可欠な高齢者や障がい者、罹患で日常の買い物が困難になる世帯等への生活支援の取組について、それまでの実績を評価し、より効果的な対策を検討して、次の流行に備える。

## 弱毒型

---

弱毒型も、新型コロナウイルスによるものなので殆どの人に免疫が無く、感染力は通常の季節性インフルエンザより強いが、病原性は概ね季節性のインフルエンザ並みで、大抵の人は罹患しても軽症で済む。ただし、妊婦や乳幼児、高齢者、基礎疾患のある者等は重症化するおそれがあり、子どもの場合、季節性のインフルエンザと同様に脳症に至ることもあるので、注意が必要である。

そのため本市(町村)としては、弱毒型についても総合的な対策を重点的に実施し、住民の健康被害や社会経済への影響を最小限に止める。また、強毒型の場合と同様に、対策の企画・実施に必要な情報を、あらゆるルートから迅速・的確に収集するとともに、関係情報は住民や事業者積極的に提供し、注意を喚起して適切な対応を促すこととする。

しかし、弱毒型は病原性が比較的弱いことから、感染拡大防止等のための社会的な活動制限や特別に限定した形の医療対応については、そうした対応が及ぼす社会的・経済的な影響や医療体制への負荷等を勘案して、やや慎重に考える必要がある。また、強毒型に比べると社会経済への影響も少ないと思われるので、事業者等に特別な対応を求める必要性も低くなる。

従って弱毒型の場合、強毒型対応で定めた対策の柱のうち対策の実施体制、情報収集、情報提供については、強毒型の場合とほぼ同様の対応となるが、感染予防・まん延防止、医療の提供、社会・経済機能の維持については、強毒型の場合と若干異なる対応をすることになる。以下では、この3分野について、弱毒型に対する本市(町村)の対応を整理する。

なお、その対応内容は、強毒型の場合ほど発生段階によって細かく変化しないので、圏内未発生期(強毒型の場合の未発生期、海外発生期及び国内発生期)と圏内流行期(強毒型の場合の圏内発生期、大規模流行期及び小康期)の2段階に大別して記述する。

## ( ) 圏内未発生期

( 圏内で新型インフルエンザが発生していない状態 )

## 1 感染予防・まん延防止

## ( 1 ) 方針

感染が疑われる者の健康観察や疫学調査に協力するとともに、住民や事業者に発生国への渡航自粛等を促す。また、集団感染が発生しやすい学校や福祉施設、集客施設等における警戒や準備を強化する。

## ( 2 ) 感染が疑われる者への対応

## ア 海外発生期

海外で新型インフルエンザが発生すると、それが弱毒型であっても、発生国からの入(帰)国者等に対する検疫は強化され、発生初期においては、強毒型の新型インフルエンザと同様に隔離・停留の措置が行われる。

県は、その濃厚接触者等について、外出の自粛及び発症時の連絡を指導した上で、一定期間の健康観察を実施するので、本市(町村)としても、それについて協力を求められたときは、健康福祉課が窓口となって調整を行い、積極的に対応する。

## イ 国内発生期

国内で患者が発生するようになると、検疫体制は順次縮小されて、検疫に伴う健康観察等の対象者は減少するが、県による健康観察や疫学調査の対象となる疑似症患者や濃厚接触者は、それ以外のルートで増加し、本市(町村)が協力を求められる機会も増えると予想されることから、引き続き健康福祉課が窓口となって調整を行い、要員を確保して必要な対応を行う。

## ( 3 ) 渡航自粛等

弱毒型の新型インフルエンザが海外で発生した場合、それに伴って外務省が渡航延期を勧告している国(以下「渡航延期勧告国」という。)の状況などについて、各課は、県等から正確な情報を収集した上で、各種広報媒体を通じてこれを住民に伝え、渡航延期勧告国への渡航の自粛を促すとともに、関係事業者等にも協力を呼びかける。具体的には、次のような対応を行う。

担当部局	対応
各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページその他の各種広報媒体を通じて、渡航延期勧告国への旅行や出張の自粛を要請</li> <li>・ 渡航延期勧告国との間の人の行き来を伴い、又は誘発する本市(町村)主催の交流事業、観光客誘致事業等は、原則として中止又は延期</li> </ul>
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症危険情報、体調不良時の対応に関する情報等を複数言語に翻訳して、在留外国人等に配布</li> </ul>

## ( 4 ) 学校等に係る対応

弱毒型も感染力は強毒型と大差ないため、集団感染の場となり易い学校や福祉施設、集客施設等で行うべき対応（臨時休業、感染防止措置等）は、基本的には強毒型の場合と同様となる。ただ、弱毒型は病原性が比較的弱く大抵の患者は軽症で済むので、それに応じて対応の程度は若干緩やかなものとする必要がある。

市（町村）立のそれらの施設においては、そうした認識の下、圏内発生時における適切な対応を確保するため、次のような点に留意しつつ、強毒型の場合に準じた準備を進めるものとする。市（町村）立以外の施設のうち、県の指導等により同様の対応が確保されにくい集客施設については、関係各課が、県や近隣市町村と連携して同様の対応を要請する。

弱毒型といえども感染力は強毒型と変わらないので、感染拡大を防止するためには、利用者等に職場や家庭での注意事項（ ）の5の（5）を参照）を周知し、状況に応じて適切な感染防止措置を実施する必要があること。特に、重症化するおそれのある人が多く利用する施設では、十分な対応が必要であること。

弱毒型であっても、一時的に多くの職員が罹患して業務継続に困難を来すおそれがあるので、事業継続のための対応は考えておく必要があること。ただし、その程度は強毒型の場合ほどではないと予想されるので、過大な対応とならないよう留意する必要があること。

学校の修学旅行や施設職員の出張等については、弱毒型が海外で発生して以降、原則として渡航延期勧告国に係るもののみ中止・自粛すればよいこと。ただし、それ以外でも、感染が急速に拡大している地域等への移動を伴うものについては、中止や自粛を検討する必要があること。

#### （5）その他の社会的対応

##### ア イベント等

多くの人が集まるイベントや集会等も、感染拡大の契機となりかねないことから、強毒型の場合、県外で発生した段階で広域から集客するものは、開催を中止又は延期することとされる。弱毒型の場合、そうした一律の開催中止等までは求めないとしても、感染が急速に拡大している地域等から多くの人々が参集するようなものについては、個別に中止等を検討する必要がある。

そうしたイベント等の関係課は、国内発生期以降、感染拡大を防止するため開催すべきでない判断されるものについて、主催者として中止若しくは延期し、又は県と連携し主催者に対して同様の対応を要請する。

##### イ 交流事業等

発生地域との人の行き来を伴い、又は誘発する地域間交流事業や観光客誘致事業についても、渡航延期勧告国に係るもの以外は一律の中止等までは求めないとしても、やはり感染が急速に拡大している地域等に係るものについては再検討が必要であり、関係課は、国内発生期以降、状況によっては、事業主体として中止若しくは延期し、又は県と連携し事業者に対して同様の対応を要請する。

##### ウ 宿泊施設等

商工観光課は、弱毒型が国内で発生した後は、市（町村）内の旅館、ホテル等の宿泊施設に対して、宿泊客等の健康把握の強化と感染が疑われる場合の適切な対応を要請す

る。

## 2 医療の提供

新型インフルエンザは弱毒型であっても感染力は強いので、まん延時には多くの患者が発生すると思われる、それに対応できる医療体制を整備しておく必要があるのは、強毒型の場合と同じである。実際問題としては、どちらのタイプでも基本的な治療方法に違いはないこともあり、強毒型に向けた体制が整備される中で、弱毒型に対応できる体制も整えられていくので、圏内発生に備えて適切な医療提供の準備を進めている段階で行うべきことは、強毒型の場合とあまり変わらない。

健康福祉課は、県や医療機関等と連携して、自宅療養の支援体制やワクチンの接種体制の整備を推進し、市町村立病院においては、地域の中核病院として所定の役割を果たすべく、必要な準備を進めておく。

なお、弱毒型の場合、臨時医療所の設置が必要になる可能性は低いですが、検討はしておくものとする。

## 3 社会・経済機能の維持

### (1) 事業者の対応

弱毒型の場合、社会経済に及ぼす影響は強毒型ほどではないと思われるが、感染力は強毒型と変わらず、多くの人が罹患すると予想される以上、影響が深刻化するおそれは多分にある。各事業者においては、従業員の感染を防止して必要な事業を継続することにより、社会・経済機能を維持して生活必需品の供給を確保し、住民生活に支障を生じさせないよう努めなければならない。

そのために事業者が実施すべき対応も、基本的には強毒型の場合と異なるものではないが、弱毒型は病原性が比較的弱いので強毒型の場合ほど厳しいものとする必要はない。各課は、そうした認識の下、県と連携し関係する事業者等に対して、1の(4)の～の点に留意しながら、圏内で発生した場合に適切な対応を行う準備を進めるよう要請する。

### (2) 市(町村)業務の維持

強毒型の場合に本市(町村)の業務を維持するために行うべき対応は、基本的には弱毒型でも実施する必要がある。

ただし、職員の出張禁止や旅行自粛、イベントの開催中止等については、弱毒型が海外で発生して以降、渡航延期勧告国に係るもののみを対象として行うのを原則とするが、それ以外でも、感染が急速に拡大している地域等へ(から)の移動を伴うものについては、個別に中止等を検討する。

また、弱毒型の場合、多くの人死亡するような事態は想定されないもので、火葬を円滑に行うための対策等を検討する必要はない。また、廃棄物が急増する事態も想定しにくいので、それについての対策も重点にはならない。

### (3) 住民生活の維持

生活必需品の確保や住民の生活支援等についても、対応が必要になる可能性はあるので、

強毒型の場合と同様、準備はしておくものとする。

## ( ) 圏内流行期

- ・ 圏内で新型インフルエンザが発生し、まん延している状態
- ・ その後発生が減少し、低水準にとどまっている状態

## 1 感染予防・まん延防止

## (1) 方針

圏内発生期には全般的に、大規模流行期以降は限定的に行われる健康観察等に協力しつつ、社会経済への影響が大きい学校や福祉施設、集客施設の臨時休業、イベントの開催中止等については、圏内発生期から集団感染のおそれがある場合等に限り実施する。

患者発生がピークを越えた後は、強毒型の場合と同様の段階・手順により、それらの措置を順次停止・解除していく。

## (2) 感染が疑われる者への対応

## ア 圏内発生期

県は、全ての疑似症患者について疫学調査を実施し、インフルエンザ様症状の出ない濃厚接触者については健康観察を行う。ただし、過去にまん延した弱毒型の新型インフルエンザが再度圏内で発生した場合（既に住民の相当数が免疫を獲得し、かつ有効なワクチンが十分な量確保されることから、住民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれが低下したと認められる場合に限る。）その他これに順ずる場合（以下「再発生等の場合」という。）には、集団感染が疑われる場合や重症化のおそれがある場合に限って、疫学調査等が実施される。

いずれにしても、そうした疫学調査等について協力を求められたときは、健康福祉課が窓口となって調整を行い、積極的に対応する。

## イ 大規模流行期

県は、集団感染が疑われる場合や重症化のおそれがある場合に限って、疫学調査や健康観察を実施するが、これらについても、健康福祉課が窓口となって調整を行い、必要に応じて協力する。

なお、この段階では、医療機関で同種のインフルエンザと診断された者は、全て新型インフルエンザに罹患したものとみなして対応することになる。

## (3) 学校等に係る対応

## ア 学校の臨時休業

圏内発生期・大規模流行期を通じ、市（町村）立学校においては、次のような対応を行うものとする。

- (ア) その学校の児童生徒等（他人に感染させるおそれのある時期に登校していなかった者を除く。）から、1週間程度のうちに複数の新型インフルエンザ患者が発生した場合には、直ちに学校医等と相談の上で、ひとまず3日間、当該児童生徒等の属する学級を自主的に閉鎖すること。ただし、次の点に留意すること。

閉鎖すべき学級が複数にわたる場合等には、状況により、学年閉鎖や学校全体の閉鎖（臨時休業）も検討・実施すること。

客観的な状況から見て、学級外での集団活動(クラブ活動、地域活動等)で感染し、その前後に学級内の他の児童生徒等と濃厚接触していないと推測される場合等には、当該集団活動を当面自粛する(よう要請する)に止め、学級閉鎖等を行わないこととしてもよいこと。

再発生等の場合にあつては、季節性インフルエンザの場合に学級閉鎖等を行う状況になるまで、学級閉鎖等を行わないこととしてもよいこと。

罹患すると重症化するおそれのある人が何人もいるような学級等については、感染が1人しか確認されていない段階で学級閉鎖等を行ってもよいこと。

学級等の閉鎖を行った3日間に新型インフルエンザ患者が新たに発生しなければ、学校医等と相談の上で閉鎖を解除すること。新たな発生があれば閉鎖を延長すること。

- (イ) さらに、特定の地域に所在する学校で集団感染が頻発するような場合には、その地域内に所在する全ての学校が一斉休業するよう、県から求められるので、その場合には、患者が未発生の学校や発生しても単発的・散発的なものに止まっている学校も、求められた期間中は臨時休業すること。
- (ウ) 学級閉鎖や臨時休業を行う場合には、その間における児童・生徒の家庭学習を支援・促進するため、必要な措置を講ずること。

#### イ 福祉施設の臨時休業

圏内発生期・大規模発生期を通じ、市(町村)立の通所施設においては、次のような対応を行うものとする。

- (ア) 当該施設の利用者等(他人に感染させるおそれのある時期に施設にいなかった者を除く。)から、1週間程度のうちに複数の新型インフルエンザ患者が発生した場合には、かかりつけ医等と相談した上で、ひとまず3日間、当該利用者等の利用に係る部分(それが区分・限定されない場合は、当該施設全体)を自主的に閉鎖すること。ただし、次の点に留意すること。

客観的な状況から見て、施設外での集団活動(地域活動等)で感染し、その前後に当該施設の他の利用者等と濃厚接触していないと推測される場合等には、当該活動を当面自粛するよう要請するに止め、施設は閉鎖しないこととしてもよいこと。

再発生等の場合にあつては、季節性インフルエンザの場合に施設の閉鎖を行う状況になるまで、施設は閉鎖しないこととしてもよいこと。

罹患すると重症化するおそれのある人が何人もいるような施設については、感染が1人しか確認されていない段階で閉鎖してもよいこと。

施設を閉鎖した3日間に新型インフルエンザ患者が新たに発生しなければ、かかりつけ医等と相談の上で閉鎖を解除すること。新たな発生があれば閉鎖を延長すること。

- (イ) さらに、特定の地域に所在する同種施設で集団感染が頻発するような場合には、その地域内に所在する全ての同種施設が一斉休業するよう、県から求められるので、その場合には、患者が未発生の施設や発生しても単発的・散発的なものに止まっている施設も、求められた期間中は臨時休業すること。
- (ウ) 当該施設が臨時休業している間、自宅で保育、介護等を受けることが困難な利用者(保護者が新型インフルエンザの診療やライフラインの維持に不可欠な業務に従事している者、介護できる家族等がない者等)については、特例的に当該施設での受

入れを継続するか、他の施設に一時的に受け入れてもらうこと。

#### ウ 集客施設の臨時休業

圏内発生期・大規模流行期を通じ、市(町村)営の集客施設等においては、次のような対応を行うものとする。各課は、所管業務と関係する市(町村)営ではない集客施設に対しても、県と連携して同様の対応を要請する。

- (ア) 新型インフルエンザの感染の広がり等を勘案し、その拡大を防止するためには当該施設を一時閉鎖するのが効果的であり、必要と認められる場合には、個別に一定期間の休業が県から求められるので、その場合には、求められた期間中は臨時休業すること。
- (イ) 臨時休業すると社会的・経済的に深刻な影響が生じる場合には、運営方法について感染拡大防止のための工夫( ( ) の 3 の ( 5 ) の ア の ( ア ) を参照) を最大限に行うこと。そのようにした上であれば、営業等を続けるのもやむを得ない。

#### エ その他

集団感染が発生しやすい学校や福祉施設、集客施設における感染予防、まん延防止のための対応は、臨時休業に関するもの以外は、強毒型の場合と概ね同様である。市(町村)立(営)の各施設においては、強毒型の場合に準じた感染防止措置や事業継続対策を実施するものとする。ただし、再発生等の場合には、当該措置や対策を状況に応じて緩和しても差し支えない。

なお、学校等における対外的な交流行事等は、できれば中止等するのが望ましいが、それが困難な場合には、運営方法について感染拡大防止のための工夫( ( ) の 3 の ( 6 ) の ア を参照) を最大限に行うものとする。

各課は、所管業務と関係する市(町村)営ではない施設に対しても、県と連携して同様の対応を要請する。

### ( 3 ) イベント等の開催自粛

圏内発生期・大規模流行期を通じて各課は、新型インフルエンザの感染の広がり等を勘案し、その拡大を防止するためにはイベントや集会等を開催しないのが効果的であり、必要と認める場合には、本市(町村)が主催するものの開催を中止又は延期する。

そうした場合において、社会的・経済的に深刻な影響が生じるので中止等が困難なときは、運営方法について感染拡大防止のための工夫( ( ) の 3 の ( 6 ) の ア を参照) を最大限に行うこととする。そのようにした上であれば、開催もやむを得ない。

また、各課は、本市(町村)以外が主催するイベント等についても、県と連携して同様の対応を要請する。

## 2 医療の提供

弱毒型の場合は、発生初期を除いて患者の隔離等を行わないので、圏内発生後速やかに外来診療体制も一般化され、感染が疑われる者は、適切な感染防止措置を実施できる医療機関であれば(発熱外来以外でも)、事前に連絡した上で(総合発熱相談センターを介さなくても)直接受診できることとなる。

また、圏内発生期から軽症者は自宅療養とされ、重症者のみ入院となる。その入院先は、受入可能な病床さえあれば感染症指定医療機関等に限定されない。

健康福祉課は、自宅療養する社会的弱者に対して巡回指導などの必要な支援を行う。また、

県や医療機関と連携し、プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチンの接種が可能になった場合には、かねて策定されていた接種実施計画に基づいて接種が実施できるよう、必要な協力を行う。

### 3 社会・経済機能の維持

#### (1) 事業者の対応

この段階において各事業者は、社会・経済機能を維持し、生活必需品の供給を確保して住民生活に支障を生じさせないようにするため、これまで準備してきた感染防止措置や事業継続対策を、状況に応じて実行に移すものとする。それらは、基本的には強毒型の場合と同じ対応だが、前述のとおり、それよりは多少緩やかなものでよいと思われる（特に再発生等の場合）。

各課は、そうした認識の下に、県と連携して関係する事業者等に対し、適切な対応を要請する。

#### (2) 市（町村）業務の維持

本市（町村）においても、社会・経済機能を維持し、住民生活に支障を生じさせないため、事業継続計画等に基づき、職員の感染防止措置や必要な事業の継続対策を実施する。これらも、基本的には強毒型の場合に準じるが、相当緩やかなものでよいのは、事業者の対応と同様である。

具体的には、新型インフルエンザ対策に係る業務量の増大や罹患等により出勤できない職員の増加等はそう深刻なものにはならないので、組織体制や人員配置の見直しは最小限に止まるとと思われる。また、職員の感染防止のために、分散勤務や在宅勤務、時差出勤、計画休暇等まで考える必要はなく、会議や研修の開催・参加等の中止、出張など外出業務の抑制等の措置は、実施するとしても一律にではなく、よほど大規模なものやまん延が著しい地域に係るもの等に限定すべきである。

一方、職員に対する日常的な感染防止策の周知徹底、不要不急の旅行や外出の自粛要請、きめ細かな健康管理、庁舎出入口の消毒剤設置などは、弱毒型の場合でも、この段階になれば実施すべきであろう。状況によっては、公共交通機関による通勤を控えさせたり、庁内食堂を閉鎖したりといった対応も検討する必要がある。

なお、弱毒型の場合、廃棄物や埋火葬に関することは、あまり問題にならないと思われる。

#### (3) 住民生活の維持

生活必需品の確保や住民の生活支援等については、状況を確認しながら対応の必要性を判断し、必要に応じて強毒型の場合と同様の対応を行うものとする。

## 付録1 資料

---

- 1 新型インフルエンザ発生時の自粛依頼文（海外発生期）
- 2 新型インフルエンザ発生時の自粛依頼文（国内発生期）
- 3 市長メッセージ（警戒宣言）
- 4 市長メッセージ（流行宣言）
- 5 市長メッセージ（終息宣言）
- 6 ゴミの排出抑制協力要請（県内発生期）
- 7 個人での備蓄品の例

## 1 新型インフルエンザ発生時の自粛依頼文（海外発生期）

発生が懸念されていた新型インフルエンザが、平成 年 月 日に、（国名）で発生したことが確認されました。

国内では、新型インフルエンザの発生は確認されていませんが、今後、海外で感染した帰国（入国）者による二次感染の危険性がありますので、国内での感染を防止するため、皆様の御協力をお願いします。

<市（町村）民の皆様へ>

新型インフルエンザの感染拡大をくいとめるため、次のことに御協力をお願いします。

1 月 日以降に から帰国された方は、最寄の県福祉保健局（保健所）に御連絡をください。また、症状の有無にかかわらず、できるだけ外出を控えていただき、特に不特定多数の集まる場所への外出は自粛してください。やむを得ず外出する場合は、次の点に注意してください。なお、御連絡を頂いた方には、県福祉保健局（保健所）職員が健康調査を行いますので、御協力をお願いします。

(1) マスク、うがい、手洗いを励行する。マスクの装着は説明書をよく読んで正しく着用する。

(2) 「咳エチケット」を心がける。

咳・くしゃみが出る場合はティッシュ・ハンカチ等で口・鼻を押さえ、周りの人から顔をそむける。

使用後のティッシュはふた付のゴミ箱に捨てる。

2 国への不要、不急の渡航については、お控えいただくことをお勧めします。

3 月 日以降に から帰国された方で、発熱又は激しい咳や呼吸困難などの呼吸器症状があらわれた場合は、速やかに福祉保健局（保健所）に相談し、指示された医療機関に連絡の上受診してください。

院内感染防止対策を講じるため準備が必要です。県福祉保健局（保健所）に電話連絡せず医療機関で受診することは、絶対におやめください。

- ・ 医療機関を受診する際は、マスクを必ず着用してください。
- ・ 新型インフルエンザに感染している可能性があるとして県福祉保健局（保健所）が判断した場合には、感染拡大防止と安全確保のため、接触のあった方に対して聞き取り調査などを実施しますので、御理解と御協力をお願いします。

県では、新型インフルエンザに対する市民の皆様への不安に対応するために、県内の福祉保健局（保健所）に相談体制を整備し、海外渡航された方で健康に不安がある方からの相談に応じています。各福祉保健局（保健所）の専用電話相談窓口では、休日・夜間においても24時間対応しています。

相談窓口 (総合発熱相談センター)	東部福祉保健局（鳥取保健所）	0 8 5 7 - 2 2 - 5 1 0 0
	中部福祉保健局（倉吉保健所）	0 8 5 8 - 2 2 - 7 0 0 6
	西部福祉保健局（米子保健所）	0 8 5 9 - 3 1 - 5 8 0 0

## 2 新型インフルエンザ発生時の自粛依頼文（国内発生期）

発生が懸念されていた新型インフルエンザが、平成 年 月 日に、（発生場所）で発生したことが確認されました。

市（町村）内では、新型インフルエンザの発生は確認されていませんが、今後、感染者との接触等による二次感染の危険性がありますので、市（町村）内での感染を防止するため、皆様の御協力をお願いします。

<市（町村）民の皆様へ>

- 1 下記の内容に該当することがある方は、外出を自粛いただくとともに、最寄の県福祉保健局（保健所）に御連絡をください。御連絡を頂いた方には、県福祉保健局（保健所）職員が健康調査を行いますので、御協力下さい。

**【新型インフルエンザの疑い症状】 現時点での定義**

発症7日以内に新型インフルエンザ（疑い例も含む）との接触又は患者発生地域での滞在に加えて、以下の3項目全てに該当する方

発熱（38度以上）

咽頭痛、咳、呼吸困難のいずれか1つ以上の症状

簡易検査キットでA型インフルエンザ陽性

- 2 新型インフルエンザ様の症状が現れた場合には、医療機関での院内感染を防止するため、まず県福祉保健局（保健所）に連絡したうえで、その指示に従って県福祉保健局（保健所）が紹介する医療機関で受診してください。院内感染防止対策を講じるため準備が必要です。県福祉保健局（保健所）に電話連絡せず医療機関で受診することは、絶対におやめください。

- ・ 医療機関を受診する際は、マスクを必ず着用してください。
- ・ 新型インフルエンザに感染している可能性があるとして県福祉保健局（保健所）が判断した場合には、感染拡大防止と安全確保のため、接触のあった方に対して聞き取り調査などを実施しますので、御理解と御協力をお願いします。

市（町村）では、新型インフルエンザに対する市（町村）民の皆様の不安に対応するために、専用電話相談窓口を設置しています。

専用電話番号： - -

相談窓口 （総合発熱相談センター）	東部福祉保健局（鳥取保健所）	0 8 5 7 - 2 2 - 5 1 0 0
	中部福祉保健局（倉吉保健所）	0 8 5 8 - 2 2 - 7 0 0 6
	西部福祉保健局（米子保健所）	0 8 5 9 - 3 1 - 5 8 0 0

### 3 市町村長メッセージ(警戒宣言)

市（町村）内での発生が確認されました。

新型インフルエンザ患者の県内での発生が確認されました。

このウイルスは、全ての人々が免疫を持っていないことから、急激に感染拡大するおそれがあります。

現在、感染された患者さんの症状は、発熱、せきといった通常のインフルエンザとよく似た症状となっておりますので、市（町村）民の皆様には、手洗い、うがい等の一般的な予防方法を励行していただくとともに、感染拡大を少しでも防ぐために、今後、国及び県等が提供する情報をもとに取り組みを進めてください。

慎重かつ冷静な判断は必要ですが、過度の心配は必要ありません。

不確かな噂に惑わされず、正しい知識と正確な情報を収集して冷静に行動してください。今後の情報に十分注意してください。

患者： 市（町村）在住、 国より 月 日帰国、感染指定医療機関に入院中

症状：高熱、咳等

市（町村）では、県内の患者発生を受け、医療体制の確保を要請するとともに感染拡大の防止に努めてまいります。

新型インフルエンザに関する質問、ご相談は下記まで

- - (24時間)

<市（町村）民の皆様へ>

現在、周辺の感染有無について、家族等接触者の方々の調査中です。

市（町村）民の皆様には、外出後の手洗いうがいを励行し、外出時にはマスクを着用し、流行地への旅行及び人混みや繁華街への外出を控えてください。また、十分な休養をとり、体力や免疫力を高め、日頃からバランスの良い栄養をとることも大切です。

今後の情報に十分留意し、感染機会をできるだけ減らすことが大切です。

市町村長

#### 4 市町村長メッセージ(流行宣言)

内で急激に流行する兆しがみられます。

現在、 内において、新型インフルエンザの大規模な流行が発生しています。

患者数 名（月 日現在）

今後、市内全域において急激に流行するおそれがありますので、今後の情報に十分留意して下さい。

症状が生じた場合は、指定した医療機関で受診して下さい。

新型インフルエンザに関する質問、ご相談は下記まで

- - (24時間)

##### 集会等の自粛について

新型インフルエンザは、咳（せき）、くしゃみ、つばなどの飛沫とともに放出されたウイルスを、鼻や口から吸入すること等によって感染します（飛沫感染と呼ばれています）。

感染拡大の防止のためには、感染者との接触を避けるため外出自粛が必要です。

集会場や劇場、映画館などは、感染拡大が最も危険な場所となるので、集会の禁止や閉館という事態も想定してください。

##### 学校等での対応について

保護者の方は、自宅で待機しているお子さんの毎朝の健康観察をお願いします。また、手洗いとうがいの徹底、外出避けること、自宅学習について指導をお願いします。自宅学習については、学校から緊急連絡網を使って連絡します。学校の再開については流行状況と社会的状況を見極めた上で判断します。

##### 公共交通機関、企業について

通勤で利用する汽車、バスも感染拡大を助長するので、不急不要の利用を差し控えることが必要です。また、企業活動等において、生活に必要な業種を除き活動の自粛をお願いします。

##### 市民の方々について

感染防止のため不要不急の外出を控えてください。

家族内に患者がいる家族や、患者を収容している病院では、特に二次感染が起こりやすく、患者の介護、治療にあたっては、細心の注意が必要です。発症者は自身が感染者となって他人にうつすことを自覚し、マスクを着用し、できるだけ他人と接触をさけることが肝要です。発症後、ウイルスを排出する期間は、外出を控えてください。

市町村長

相談窓口 (総合発熱相談センター)	東部福祉保健局(鳥取保健所)	0 8 5 7 - 2 2 - 5 1 0 0
	中部福祉保健局(倉吉保健所)	0 8 5 8 - 2 2 - 7 0 0 6
	西部福祉保健局(米子保健所)	0 8 5 9 - 3 1 - 5 8 0 0

## 5 市町村長メッセージ(終息宣言)

新型インフルエンザについて から終息宣言が出されました。

患者数 名( 月 日現在)

市(町村)内の患者も減少しています。

生活も今後回復していきます。

市役所(役場)の業務も逐次通常に戻します。

しかしながら、新型インフルエンザの次の流行も予想されます。

引き続き、手洗い、うがい、マスクの着用、備蓄を心がけてください。

なお、今後の情報に十分注意して下さい。

新型インフルエンザに関する質問、ご相談は下記まで

- - (24時間)

新型インフルエンザの症状が生じた場合は、指定した医療機関で受診して下さい。

新型インフルエンザに関するご相談は

相談窓口 (総合発熱相談センター)	東部福祉保健局(鳥取保健所)	0 8 5 7 - 2 2 - 5 1 0 0
	中部福祉保健局(倉吉保健所)	0 8 5 8 - 2 2 - 7 0 0 6
	西部福祉保健局(米子保健所)	0 8 5 9 - 3 1 - 5 8 0 0

## 6 ゴミの排出抑制協力要請(県内発生期)

### ゴミの排出抑制に御理解と御協力をお願いします

現在、市（町村）内において、新型インフルエンザの感染が大きな集団としてみられる状況に至っています。

市（町村）は、ゴミの収集等について全力で取り組んでおりますが、今後、更に新型インフルエンザの感染拡大した場合は、ゴミの収集回数等の削減が必要となってきます。

市（町村）民、事業所等の皆様のゴミの排出抑制に御理解と御協力についてよろしくお願ひします。

今後、ゴミの収集回数等の変更が、決まり次第、広報紙、市（町村）ホームページ、自治会の回覧等を通じてお知らせします。

なお、今後の情報に十分注意して下さい。

ごみ収集についてのお問い合わせは

課 - -

新型インフルエンザに関するご質問、ご相談は

- - (24時間)

新型インフルエンザの症状が生じた場合は、指定した医療機関で受診して下さい。

新型インフルエンザに関するご相談は

相談窓口 (総合発熱相談センター)	東部福祉保健局(鳥取保健所)	0857-22-5100
	中部福祉保健局(倉吉保健所)	0858-22-7006
	西部福祉保健局(米子保健所)	0859-31-5800

## 7 個人での備蓄物品の例

### < 食料品（長期保存可能なもの）の例 >

米  
乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、  
うどん、パスタ等）  
切り餅  
コーンフレーク・シリアル類  
乾パン  
各種調味料  
レトルト・フリーズドライ食品  
冷凍食品（家庭での保存温度、停電に注  
意）  
インスタントラーメン、即席めん  
缶詰  
菓子類  
ミネラルウォーター  
ペットボトルや缶入りの飲料  
育児用調製粉乳

### < 日用品・医療品の例 >

マスク（不織布製マスク）  
体温計  
ゴム手袋（破れにくいもの）  
水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）  
漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）  
消毒用アルコール（アルコールが60%  
～80%程度含まれている消毒薬）  
常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持  
病の処方薬）  
絆創膏  
ガーゼ・コットン  
トイレットペーパー  
ティッシュペーパー  
保湿ティッシュ（アルコールのあるも  
のとなないもの）  
洗剤（衣類・食器等）・石鹸  
シャンプー・リンス  
紙おむつ  
生理用品（女性用）  
ごみ用ビニール袋  
ビニール袋（汚染されたごみの密封等  
に利用）  
カセットコンロ  
ボンベ  
懐中電灯  
乾電池

(出典)

「新型インフルエンザ対策ガイドライン」、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成 21 年 2 月 17 日

(このページは空白)

## 付録2 用語の解説

---

### インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/ソ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2)というのは、これらの亜型を指している。)

### 鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、我が国の現状においては鶏肉や鶏卵を食べることにより高病原性鳥インフルエンザが人に感染する可能性はないと考えられている。

なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。

### 豚インフルエンザ

豚インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスによって起こる豚の呼吸器疾患。

豚インフルエンザウイルスは、年間を通じて、豚への感染を引き起こしているが、通常、ヒトには感染しない。しかし、2009年4月には人から人へのブタ由来のインフルエンザウイルスの感染が確認され、拡大している。

豚インフルエンザウイルスは、現時点でH1N1、H1N2、H3N2、H3N1の4種類の亜型が豚から分離されている。なお、最近では、豚から分離されたウイルスの亜型のほとんどはH1N1である。

### 強毒型 / 弱毒型

新型インフルエンザは発生したウイルスにより死亡率や症状の重篤度が異なり、医療や社会に与える影響も異なる。家きんにおいて感染が拡大している高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)がヒトに感染する新型インフルエンザに変異したものや、1918年に発生したスペインかぜ(死亡率2%)のようなものを便宜上「強毒型インフルエンザ」と称し、季節性インフルエンザと同程度の症状を示すものを「弱毒型インフルエンザ」と称する。

なお、強毒型 / 弱毒型の区分はあいまいであり、発生した新型インフルエンザがどのようなタイプなのかは、厚生労働省の通知やWHOの示すガイドラインで定義される。

### パンデミック

感染症の世界的大流行。特にインフルエンザのパンデミックは、近年これがヒトの世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、ヒトからヒトへ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

#### サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。

#### 感染症サーベイランスシステム（NESID）

感染症法では、感染症の発生を迅速に把握することによって、感染症の予防と拡大防止、そして国民に正確な情報を提供することを目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視している。これは感染症を診断した医療機関からの発生報告を基本としており、これらの発生報告を一元的に効率よく収集解析するために、地方自治体と国の行政機関を結ぶネットワーク、又はインターネットをベースに構築された電子的なシステムを指す。

#### 家きん、豚等におけるインフルエンザサーベイランス

家きんや豚等のインフルエンザについて、感染状況やウイルスの亜型を調査することにより、家畜でのインフルエンザのまん延状況を把握すると共に、ヒトに感染する新型インフルエンザの発生を予察するもの。

#### 感染症発生動向調査

感染症発生動向調査は、感染症の発生状況を把握・分析し、情報提供することにより、感染症の発生及びまん延を防止することを目的とする。

感染症発生動向調査では、医師・獣医師に全数届出を求める「全数把握対象疾患」と指定届出機関（定点医療機関）で診断された患者の報告を求める「定点把握対象疾患」をそれぞれ定めている。新型インフルエンザ等感染症や鳥インフルエンザ感染症は「全数把握対象疾患」に該当し、季節性インフルエンザは「定点把握対象疾患」に該当する。

#### 疑い症例調査支援システム

感染症サーベイランスシステム（NESID）等を用いて、大規模な流行の可能性のある感染症に感染した疑いがある患者に関する情報（行動履歴、接触者情報に重点）を登録し、疫学的リンクや異常な症状から新しい亜型のインフルエンザ患者を発見するために、疑われる症例を診断に結びつけていくシステム。

#### インフルエンザ入院サーベイランス

新型インフルエンザ患者の入院事例を把握し、症例情報の蓄積により診療に役立てると共に、重症化事例の増加やウイルス学的な変化を調査することで発生した新型インフルエンザウイルスの変化を把握するもの。

#### アウトブレイクサーベイランス（クラスターサーベイランス）

地域や医療機関でのアウトブレイク（発熱と上気道症状、あるいは肺炎を罹患、それによる死亡な

ど、類似の症状を呈する3人以上の患者が存在し、同居者などの疫学的なリンクがある場合やそのうちの1人が医療従事者である場合)などの集団感染の発生を検知するシステム。

#### パンデミックサーベイランス

海外発生期から国内発生期までの間、国内発生を可能な限り早期に発見することを目的として、定点医療機関等において、軽症例の患者の集積及び重症例の患者の集積を把握し、県内発生期及び大規模流行期から小康期までの間にあっては、新型インフルエンザの発生動向等を迅速に把握及び還元することを目的として、指定届出機関において、外来患者数、入院患者数及び死亡者数を把握するサーベイランスシステム。

#### トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

#### 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なPPEを考案・準備する必要がある。

#### 発熱外来

新型インフルエンザに係る診療を効率化し混乱を最小限にするために設置される外来専門の医療施設。県内発生期及び大規模流行期の感染拡大期までの発熱外来は、新型インフルエンザ患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。県内発生期及び大規模流行期のまん延期以降における発熱外来は、感染防止策を徹底した上、新型インフルエンザ患者の外来集中に対応することに加え、軽症者と重症者のトリアージにより入院治療の必要性を判断することを目的とする。

#### 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

#### 感染症病床、結核病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。

#### 陰圧病床

院内感染を防ぐために、病室の内部の気圧をその外部の気圧より低くすることによって、外部に感染症の病原体を拡散させないようにしている病床。

#### 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所のこと。

#### 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。抗インフルエンザウイルス薬であるタミフル(オセルタミビル)及びリレンザ(ザナミビル)はノイラミニダーゼ阻害剤であり、ウイルスの増殖サイクルに必須の酵素であるノイラミニダーゼを阻害することにより、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

#### プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在はH5N1亜型を用いて製造)。

#### パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

#### 総合発熱相談センター

新型インフルエンザに関し、保健・医療面を中心に県民からの様々な電話相談を受けるため、県が東部・中部・西部の総合事務所に設置する施設。新型インフルエンザの患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート、特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。

#### リスクコミュニケーション

我々を取り巻くリスクに関する情報を、行政、住民などの関係主体間で共有し、相互に情報伝達を行い、意思疎通を図ること。

# 市町村新型インフルエンザ対応マニュアル

第1版 平成22年 月 日

市町村防災課

〒000-0000

市 町 丁目 番地

TEL (0000)00-0000 / FAX (0000)00-0000

E-mail pppppp@bbbb.bb.jp